



# 倉敷市 公共サインガイドライン

# 倉敷市公共サインガイドライン

平成 20 年 3 月

倉 敷 市

## 倉敷市公共サインガイドライン 目次

1 . 計画策定の目的と背景	1
2 . 倉敷市公共サインガイドラインの対象	2
ガイドライン早見表	4
3 . サインの整備方針	5
3-1 . サイン整備の基本的な考え方	5
3-2 . 表示デザイン基準	6
( 1 ) レイアウトに関する事	6
( 2 ) 表示方法に関する事	13
( 3 ) 表示部構造に関する事	20
3-3 . 配置・施設整備方針	22
( 1 ) 設計施工に関する事	22
( 2 ) 整備に関する事	23
3-4 . 表示内容基準	27
( 1 ) 案内マップに関する事	27
( 2 ) 表記に関する事	30
3-5 . ユニバーサルデザインへの配慮方針	32
( 1 ) 外国人来訪者への配慮	32
( 2 ) 車いす使用者・歩行困難者への配慮	32
( 3 ) 視覚障害者への配慮	32
( 4 ) バリアフリー情報の表示	32
3-6 . 景観への配慮方針	33
( 1 ) 施設デザイン	33
( 2 ) サインの集約化	33
( 3 ) 周辺事業者等への協力依頼	33
4 . サインの活用方針	34
4-1 . 他のメディア・ツールとの連携	34
4-2 . 維持管理方針	35
( 1 ) メンテナンス手法	35
( 2 ) 情報更新のための管理体制づくり	35
用語解説	36

巻末：参考資料

## 1 . 計画策定の目的と背景

近年の国際化や障害者への配慮を背景として、文字だけによる情報伝達を解消するために、平成 14 年に「案内用図記号」に関する J I S 規格や、平成 17 年に「絵記号」に関する J I S 規格が制定され、視覚情報に関しての標準化が全国的に進められています。

また近年、デザイン性や見やすさなどの観点から、色による識別表示や様々な形状、素材の案内板等が多く見られるようになりましたが、障害や高齢化等により視点の高さや有効視野が異なることや、色の感じ方が一般と異なる方がおられることについての理解は、全国的にまだ低く、倉敷市においても例外ではありません。

多くの情報を分かりやすく伝達することが求められるなかで、住民だけでなく観光都市として多くの方々を迎える案内板や施設表示などが、だれに対しても分かりやすく安心して移動できるための誘導案内施設であるために、様々な配慮が不可欠な状況になっています。

そこで、現行の「倉敷市公共サイン基本計画」(1994 年策定)をユニバーサルデザインの観点で見直し、今後のサイン整備にあたってのガイドラインとするために、学識経験者、障害者、高齢者、外国人、駅周辺地区の住民や観光関係者などによる多様な方々により、総合的かつ長期的な視点により検討を行いました。見直し後は「倉敷市公共サインガイドライン」として、すべての人が安全に、安心して、滞在・移動が楽しめるまちづくりの支えとなる「サイン」について、ノーマライゼーションの理念に基づく多様な視点からの配慮事項や工夫に関する方向性を定めることを目的としています。

## 2. 倉敷市公共サインガイドラインの対象

倉敷市公共サインガイドラインが適用される範囲を明確にする必要があり、だれに対し、どこに、どのようなサインを整備するかを定めます。

### サインの利用対象

住民及び来訪者すべてを対象とします。特に高齢者、障害者、外国人等の利用に配慮します。

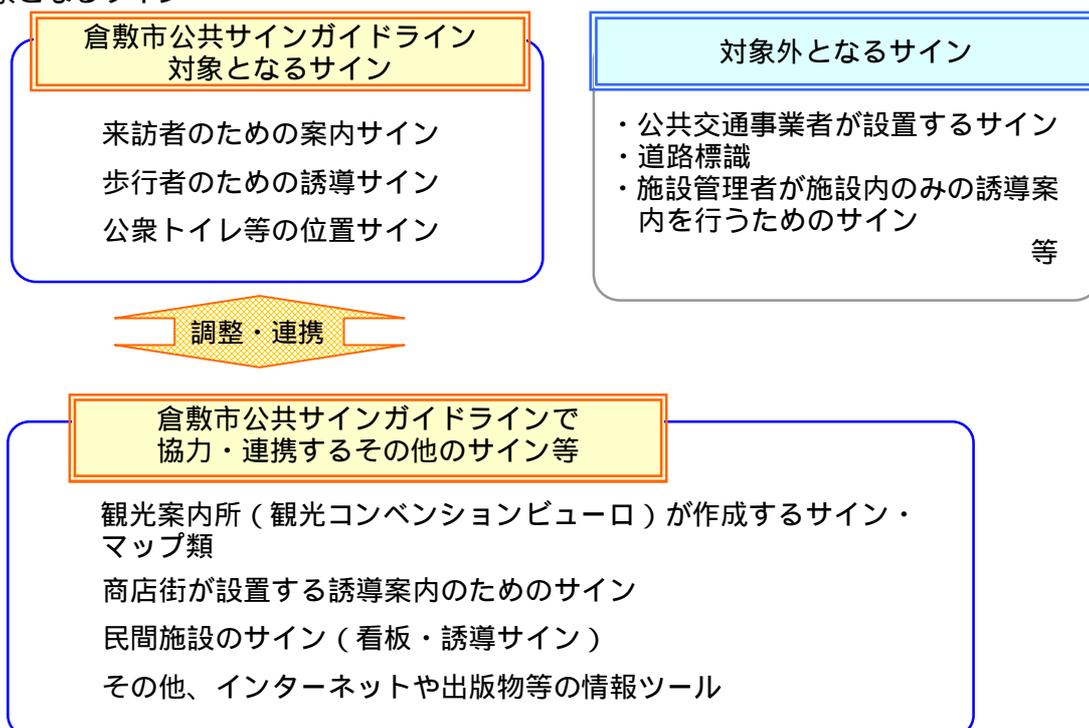
### 対象となるサインの種類

本来サインとは「情報源」というソフトを指し、施設そのものだけを指すことではありません。コミュニケーションが成立しさえすれば、文字や記号、かたち、色彩、質感、光、音、香り、触感など、人間を取り巻く有形無形のあらゆる要素がサインとして作用します。

倉敷市公共サインガイドラインは、駅周辺をはじめとして、市内で整備される公共サインを対象とし、サインの種類としては、誘導サイン、案内サイン、位置サインに適用するものです。

案内サイン類	簡潔な表現に工夫された図表や地図等を用いて、施設等の位置関係を図解するもの
誘導サイン類	簡潔な施設名等に矢印を併記して、目的場所の方向を指し示すもの
位置サイン類	簡潔な施設名等やピクトグラムを用いて、目的場所の位置を告知するもの

### 対象となるサイン



サインの整備と活用の方針を定める項目

サインの整備方針		ガイドラインとして基準を設定すべき主な項目
表示デザイン基準	レイアウトに関すること 表示方法に関すること 表示部構造に関すること	文字書体・大きさ、色彩、デザイン 等 ピクトグラム、イラスト 等 表示面の大きさ、高さ、向き 等
配置・施設整備方針	設計施工に関すること 整備に関すること	構造、照明、印刷 等 配置計画、設置位置、施設形状等
表示内容基準	案内マップに関すること 表記に関すること	情報掲載基準、凡例・方位・スケール 等 多言語表示 等
ユニバーサルデザインへの配慮方針		外国人へ配慮した表記、車いす使用者・視覚障害者等への配慮、 バリアフリー経路表示 等
景観への配慮方針		施設デザイン、サイン集約化、事業者への協力依頼 等
サイン活用方針		サイン活用のために定めるべき方針の主な内容
他メディアとの連携		他メディア・ツール類との連携 等
維持管理方針	メンテナンスに関すること 維持管理システムに関すること	定期点検・補修 等 管理体制、見直し手法 等

# ガイドライン早見表(サインの整備方針)

だれもが安全に、安心して移動できるためのサインの整備に向け、本ガイドラインで基準を設定した主な項目を以下に示します。実際の整備にあたっては、ガイドライン本文を参照に、よりきめ細かな検討が必要です。また、サイン整備後の維持管理や、サイン掲載情報と他メディアとの連携については、33p「4. サインの活用方針」をふまえ、より効果的なサインの活用に必要な取り組みがあります。

## 表示デザイン基準 ～表示面のレイアウト、表示の方法などに関すること

### レイアウトに関すること

遠くからでも認識しやすい書体として、**ゴシック系**の書体を使用します。(6p参照)

文字のサイズは、**視距離に応じたサイズ**を選択します。やや遠距離から見る誘導サインは、視距離15mと想定し、主要な施設名称の文字サイズは60mmとします。(7～8p参照)

だれもが読みやすいことに配慮し、文字や図表示では**5以上の明度差を確保**します。(9p参照)また、**高齢者の視力低下や色覚バリアフリーに配慮し、見分けやすい色の組み合わせによる表示**が必要です。(10p及び右図参照)

案内マップのレイアウトは、誘導案内に**必要な情報をシンプルに表示**するデザインとします。(12p参照)

### 表示方法に関すること

言語によらず多様な人に意味を伝えられるよう、**ピクトグラム(案内用図記号)やマークを積極的に活用**します。(13～18p参照)

矢印は視認性の高いシンプルなデザインを使用し、だれもが誤解なく理解できる移動方向を表示します。(13～14p参照)

### 表示部の構造に関すること

車いす使用者や視力の弱い人等に配慮し、**表示面の中心は1250mm高さ、案内マップ表示面は1m四方以内**を目安とします。(19p及び右中央図参照)

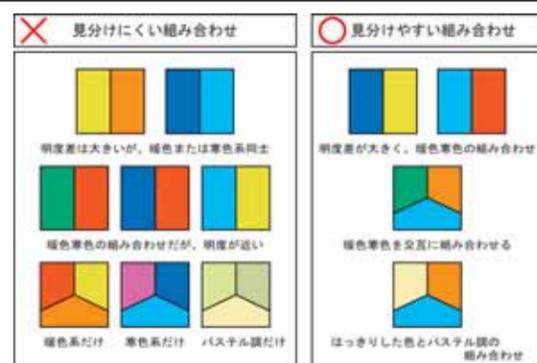


図 色覚バリアフリーに配慮した色の組み合わせ例

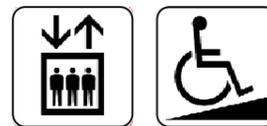


図 ピクトグラムの例(左:エレベータ、右:車いすスロープ)

## 配置・施設整備方針 ～施設の構造・デザインや、配置位置などに関すること

### 施設の設計・施工に関すること

車いす使用者や視力の弱い人が、**できるだけ近づいて表示面を見ることのできる構造**とします。(22p参照)

主要な案内サインは、夜間でも利用できるよう**照明設備の設置**が必要です。

### 施設の配置や整備に関すること

サイン施設は歩行者の円滑な移動を妨げない位置に配置します。(23p参照)

サインの顕在性を高めるために、「**インフォメーションマーク**」を設置します。(25～26p)

案内マップは、原則として**向かって前方を上として設置**します。(23p及び右図参照)

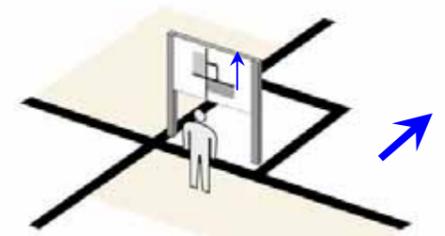
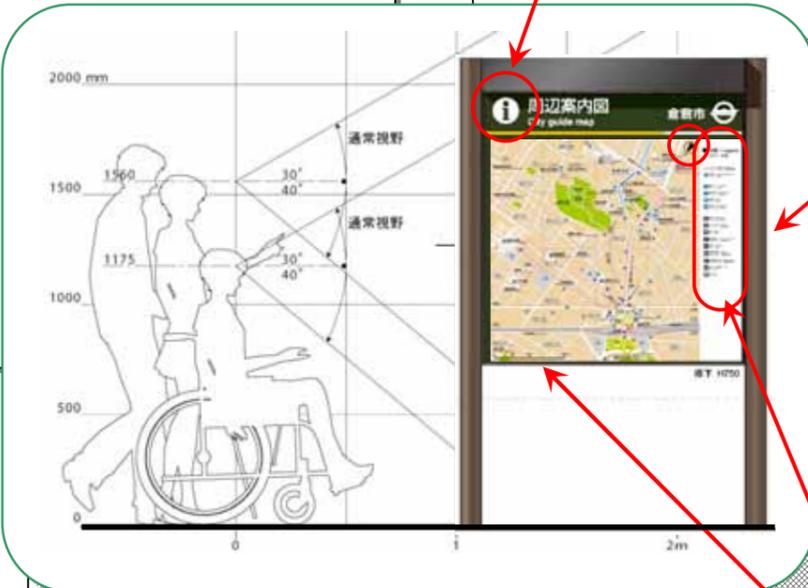


図 周辺案内マップの向き

案内マップの縮尺は、求められる用途に応じた縮尺を設定します。(23p参照)

### 施設デザインに関すること

案内サインは原則として**独立板型の施設**とします。施設デザインは、**景観に調和するシンプルなもの**とし、同一経路上のサインは**統一されたデザイン・色調**のものとなります。(25～26p参照)



### マップ面表記に関すること

施設名称等は、必要に応じて省略・簡略化して表記します。ただし、設置する全サインと配布される観光案内地図との表記に一貫性が必要です。(30p参照)

普通名称は英語表記、固有名称はヘボン式のローマ字表記とします。(30p参照)

## 表示内容基準 ～案内マップへの記載情報や、名称の表記に関すること

### 案内マップに関すること

案内マップに表示する情報は、明確な基準により掲載されることとします。(27～28p参照)

だれもが分かりやすい**凡例・方位マーク・スケール**を記載します。(29p参照)

表示面以外の見えやすい場所に、現在地の住所及び管理者名・連絡先等を記載します。(29p参照)

## ユニバーサルデザインや景観への配慮方針 ～倉敷らしい、思いやりの心があるサイン整備に向けて

外国人来訪者にとって分かりやすい誘導案内を行うために、凡例の4カ国語表示、ピクトグラムの活用、矢印記号の使い方等に配慮します。

車いす使用者や歩行困難者がサインを利用する場合を考慮し、見やすい距離までの近づきやすさ、設置箇所周辺の環境整備、施設の安全性等に配慮します。

文字やピクトグラムのサイズや色づかい、表示面の高さ等については、視覚障害者や視力が低下した人に十分配慮します。

サイン施設は、誘導案内に不要な造形や過度な装飾は避け、だれもが一目で認識できるように、できるだけシンプルで景観に調和するデザインとします。

(32～33p参照)

### 3．サインの整備方針

#### 3-1．サイン整備の基本的な考え方

本市のサイン整備にあたっては、交通バリアフリー基本構想の理念である「ひと、輝くまち倉敷」を踏まえ、だれもが安全に、安心して移動できるまちの実現に向けたサインシステムの実現を目指します。あわせて、それぞれの地域特性を十分考慮し、市民への思いやりの心・来訪者へのおもてなしの心を重視し、だれもに安心感を与えられる情報提供を目指します。

「倉敷市公共サインガイドライン」では、目指すべきサインシステムの整備に向けて、次の3つの基本的な考え方にもとづいた基準や指標、配慮事項等を示します。

#### だれもが安全・安心して移動できるシステムづくり

ユニバーサルデザインの視点を重視することにより、誰もが見やすく利用しやすい表示とします

移動のために必要最低限の情報をシンプルに表示し、表示面の見やすさを確保します  
サイン施設は、だれも見つけやすく、かつ歩行者等の移動の支障とならない位置に設置します

#### 思いやり・おもてなしの心＝目的地までの円滑な誘導案内機能の整備

地域ごとに移動ルートと分岐点、誘導拠点を設定することにより、その拠点に必要な種類のサインを効果的に配置します

サインに表示する掲載内容は、正確かつ必要な情報であることを十分検討し、だれもが正しく理解できるよう、分かりやすい手法で表示します

#### 地域特性を考慮した、快適なまちづくりへの貢献

サイン施設のデザインは、景観や周辺環境に配慮するとともに、誘導案内に不要な機能や装飾を排除した、できるかぎりシンプルなものとします

サインは、案内誘導情報を連続したシステムで提供するものであるため、地域内での施設は統一性・連続性のあるデザインとします

### 3-2. 表示デザイン基準

#### (1) レイアウトに関すること

文字書体・大きさ

使用書体

公共サインに用いる書体は、標準的でだれもが分かりやすいことが基本となります。現在、使用される文字のほとんどは、デジタルフォント又は写真植字による既成書体から選択されていますが、和文書体では読みやすさ・加工のしやすさ・表示したい内容の特徴等の視点から文字書体を選択します。

誘導案内の表示としては、遠方からの可読性の高いゴシック系、欧文書体では、飾りや装飾(セリフ)を持たないサンセリフ系と呼ばれる書体がふさわしいとされています。(標準的なサンセリフ系の書体として「ヘルベチカ」等があります)通例に従い和文中の数字もサンセリフ系の欧文書体とします。

また、表示内容が文章の場合は明朝系の方が読みやすく、設置場所の特性によりサイン施設のデザインの雰囲気を変えたい場合などは丸ゴシック系がふさわしい場合もあるため、情報内容や地域特性を勘案して文書書体を選択します。

中国語・ハングル書体は、国内で使用できる写真植字のなかから、標準的なものを選択します。

新ゴB	<b>倉敷市芸文館</b>	平成明朝W9	<b>倉敷市芸文館</b>
ヘルベチカB	<b>Kurashiki Geibunkan Hall</b>	タイムスB	<b>Kurashiki Geibunkan Hall</b>
新ゴM	<b>倉敷市芸文館</b>	平成明朝W7	<b>倉敷市芸文館</b>
ヘルベチカR	<b>Kurashiki Geibunkan Hall</b>	タイムスR	<b>Kurashiki Geibunkan Hall</b>
新ゴR	<b>倉敷市芸文館</b>	平成明朝W5	<b>倉敷市芸文館</b>
ヘルベチカR	<b>Kurashiki Geibunkan Hall</b>	タイムスR	<b>Kurashiki Geibunkan Hall</b>
スーラB	<b>倉敷市芸文館</b>		
スーラB	<b>Kurashiki Geibunkan Hall</b>		
スーラDB	<b>倉敷市芸文館</b>		
スーラDB	<b>Kurashiki Geibunkan Hall</b>		
スーラR	<b>倉敷市芸文館</b>		
スーラR	<b>Kurashiki Geibunkan Hall</b>		

## 文字の大きさ

文字の大きさは、視力の低下した方々に配慮して、視距離に応じた文字の大きさを選択します。

サインは情報を迅速に伝えることが重要となるため、表示を構成する文字を適切な大きさに配置する必要があります。文字の判読に必要な文字の大きさは、利用者の視距離や移動速度によって決まりますが、標準的な基準である文字高さの目安（国土交通省等のガイドラインで提示されている数値）よりも小さいものは使用しないこととします。

### 視距離の設定

- ・一般的な誘導サインは15mを基準とする
- ・遠くから視認する誘導サインや位置サインは20m以上
- ・近くから認識する案内サインなどは4 - 5m以下
- ・案内サインの見出し等は10m程度を想定する

表 視認距離別文字高の目安

視 認 距 離	案内用図記号の 基準 枠 寸 法	和 文 の 文 字 高	英 文 の 文 字 高
遠 距 離 ( 40 m )	480mm以上	160mm以上	120mm以上
遠 距 離 ( 30 m )	360mm以上	120mm以上	90mm以上
中 距 離 ( 20 m )	240mm以上	80mm以上	60mm以上
近 距 離 ( 10 m )	120mm以上	40mm以上	30mm以上
近 距 離 ( 5 m )	60mm以上	20mm以上	15mm以上
至 近 距 離 ( 1 ~ 2 m )	35mm以上	10mm以上	7mm以上

出典元 交通エコロジー・モビリティ財団「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」

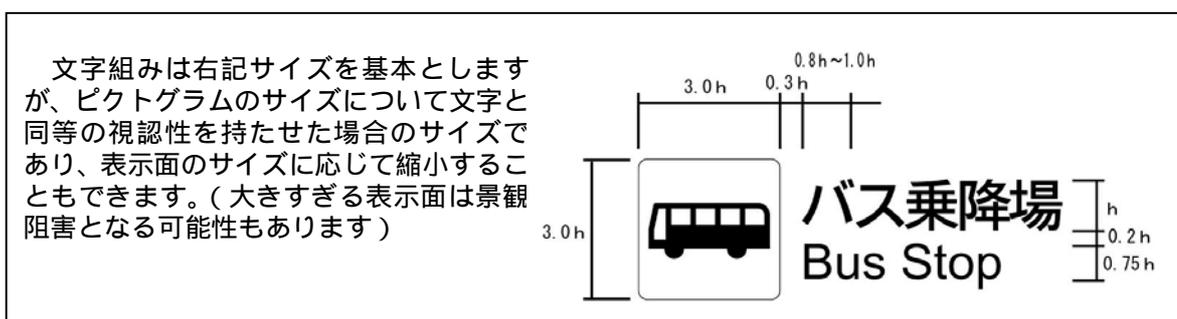
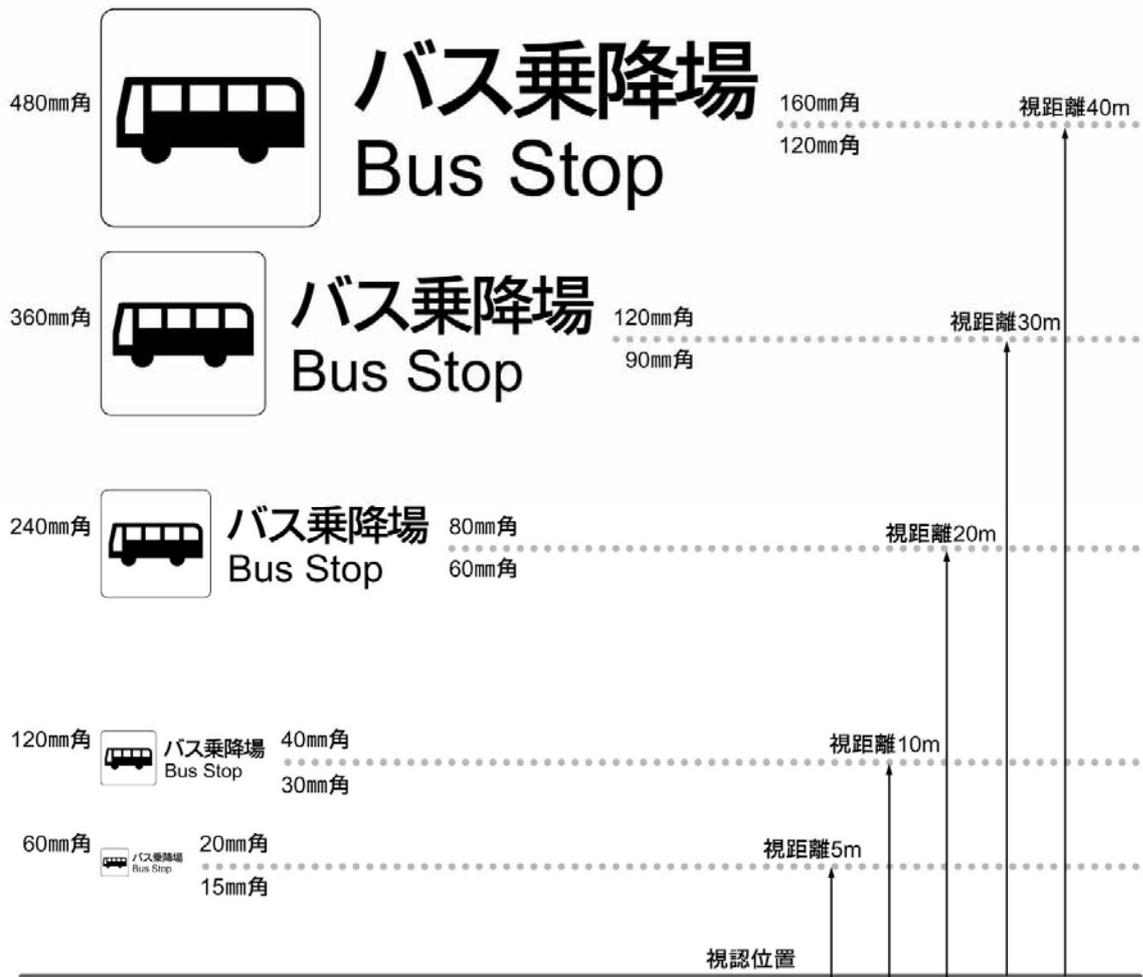


図 ピクトグラムと文字サイズの関係



図記号:和文字:英文字 = 3: 1 : 0.75

図 視認距離と文字サイズ

### 文字高さ

#### 【案内サイン】

案内サインに記載される文字は、最も小さい文字で和文9mm以上、英文6mm以上とします。

案内マップに用いる文字の大きさは、ピクトグラムや記号など、情報要素の多い地図に表示することに配慮し、平均的に1mの距離において可読性を確保できる数値として設定します。ただし、表示の状況によりやむを得ない場合は、最小文字高さを4mmとします。その場合の案内マップは、すべての人が約20cmの距離でサイン表示面を見ることが出来る場合に限ります。

#### 【誘導サイン】

誘導サインは、遠距離からの視認性を重視し、平均的に15mの距離から可視できる数値として設定します。そのため、主要施設への誘導表示については、和文60mm以上、英文48mm以上とします。

ただし、サインの視認距離が想定値である15mより明らかに短い場合などは、最小文字高を和文40mm、英文で30mmとします。

#### 【位置サイン】

主要施設の位置サインについては、視認距離に応じた文字サイズを考慮した表示を、施設管理者が決定するものとします。

## 色彩

色彩については、だれにとっても表示内容が見やすく、わかりやすい表現となることを重視し、デザイン性だけでなくバリアフリーの視点からも配慮する必要があります。

### 明度差の確保

明度とは、色の「明るさ・暗さ」を表します。明度が高くなると明るいイメージになり、限度を超えると色はかすんでしまいます。逆に明度が低くなると暗くなってしまいます。

マンセル表色系\*の明度は、反射率0%の黒をN0、反射率100%の白をN10とし（Nはneutralの頭文字）、N1～9.5の範囲で色票化しています。

文字や図の表示は、地色と図色の組み合わせによる明度差が大きいほど判読しやすくなります。サイン表示においては、明度差ができるだけ5以上となるよう配慮します。

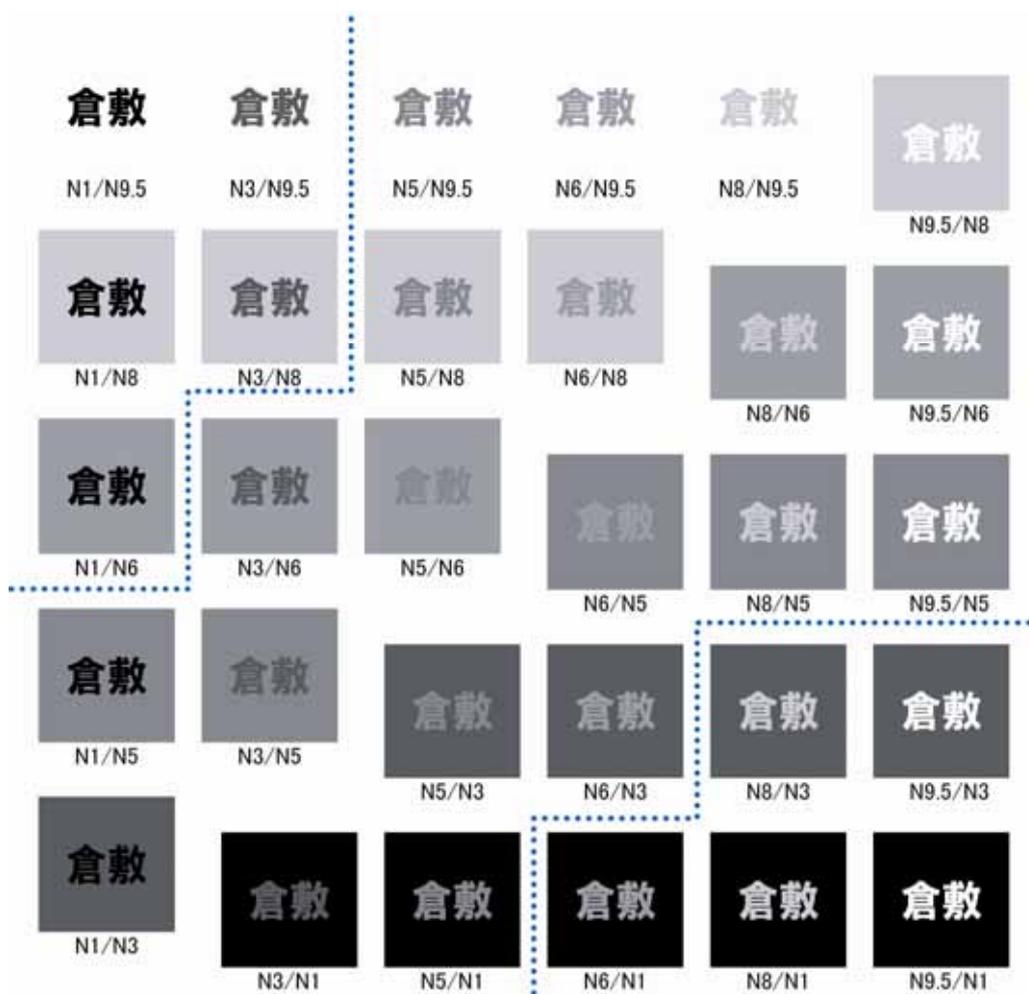


図 明度差の確認（文字の明度 / 地色の明度）

### \* マンセル表色系

色を数値的に表すための体系（表色系）の一種で、色彩を色の3属性（色相、明度、彩度）に基づき表現したもの。日本では、JIS Z 8721（3属性による色の表示方法）として規格化されています。

## 色の組み合わせ

高齢者の視力低下や白内障に配慮し、「青と黒」「黄と白」等の色の判別がしにくい組み合わせは用いないこととします。

色の感じ方が一般と異なる方への配慮としては、表示要素ごとの明度差を確保するとともに、赤と緑を並べないなどの配慮が必要です。



図 見分けにくい色の組み合わせ例

黒と青、黄と白、オレンジと黄などは高齢者が認識しにくい色の組み合わせなので使用するべきではありません。また、緑と赤、赤と灰なども、色覚異常の方などが判別しにくいので使用は避けることとします。

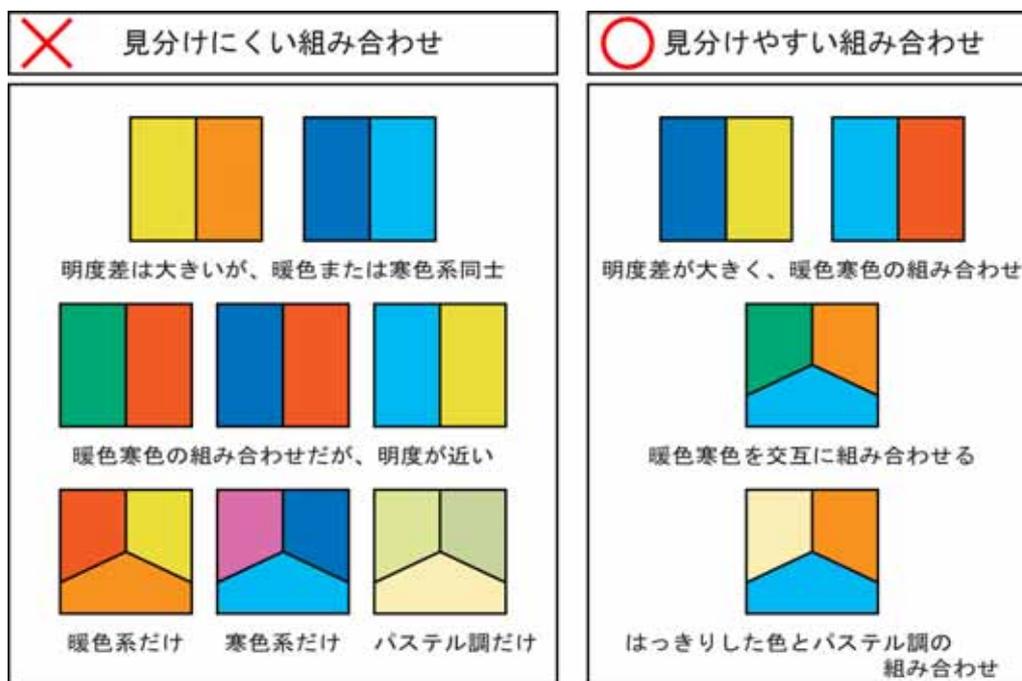


図 色覚バリアフリーに配慮した色の組み合わせ

案内マップで留意すべき色遣い

公園緑地や河川、海などを示す場合には、それらが違和感なく自然に見える色彩を使用します。

また、地図中で最も視認性の重要度が高い現在地マークについては、自然色を基調とした地図画面上で最も目立つ赤色を用います。

区分	施設名	色彩例	色 (参考) CMYK値	枠線 (参考) CMYK値
緑地	森		Pantone : 376C C60 M0 Y100 K0	なし
	公園・緑地		Pantone : 390C C40 M0 Y100 K0	なし
	緑道		Pantone : 5865C C0 M0 Y30 K10	なし
	水域・湖・池・河川		Pantone : 292C C50 M10 Y0 K0	なし
施設	敷地		Pantone : 467 C10 M20 Y40 K0	Pantone : Cool Gray 10C 線幅0.1mm C0 M0 Y0 K72
	建物		Pantone : Warm Gray 1C C0 M0 Y0 K10	なし
	駅舎・高架等		Pantone : Warm Gray 1C C0 M0 Y0 K10	Pantone : Cool Gray 10C 線幅0.2mm C0 M0 Y0 K72
	駐車場		Pantone : 420C C0 M0 Y0 K25	なし
	鉄道		Pantone : Warm Gray 4C C0 M0 Y0 K25	なし
	歩道橋・ペDESTリアンデッキ		Pantone : Yellow C C0 M0 Y100 K0	Pantone : Cool Gray 10C 線幅0.2mm C0 M0 Y0 K72
	地下道出入口		Pantone : 420C C0 M0 Y0 K25	Pantone : Cool Gray 10C 線幅0.2mm C0 M0 Y0 K72
道	一般道		C0 M0 Y0 K0	Pantone : Cool Gray 10C 線幅0.2mm C0 M0 Y0 K72
	高速道路等		Pantone : Warm Gray 4C C30 M30 Y30 K0	Pantone : Cool Gray 10C 線幅0.2mm C0 M0 Y0 K72
	地下道		C0 M0 Y0 K0	Pantone : Cool Gray 10C 点線幅0.2mm C0 M0 Y0 K72
鉄軌道	鉄道軌道		Pantone : Cool Gray 9C 線幅3mm C0 M0 Y0 K65	
バリアフリー経路	バリアフリー経路		Pantone : RED 032 C 点線幅3mm C0 M100 Y100 K0	
名称	名称表記		Pantone : Process Black C0 M0 Y0 K100	なし
	住所・番地		Pantone : 217-3 C C70 M30 Y0 K35	なし
表記	現在地		Pantone : RED 032 C C0 M100 Y100 K0	なし
	ピクトグラム (安全色青)		Pantone : 286 C ※近似 C100 M60 Y10 K0	なし
	ピクトグラム2		Pantone : Process Black C0 M0 Y0 K100	なし
その他	アクセント色		Pantone : 810 2X C C0 M20 Y90 K0	なし
	ベース色		Pantone : 627 C C80 M0 Y50 K90	なし

図 【参考】案内マップの使用色（倉敷駅周辺地区）

\* CMYK値

CMYKは色の表現法の一つで、藍色（Cyan）、深紅色（Magenta）、黄色（Yellow）と色調（Key tone）から頭文字1字を取ったもの。一般的にカラー印刷を想定したデータ作成で使用されます。

## デザイン

サイン表示のデザインは、利用者が読み取りやすい情報量に抑えるなど、表示面で繁雑にならない配慮が必要です。利用者にとって必要な情報を適切に選択し、表記方法・内容に一貫性をもたせる事が重要となります。特に視力障害者や高齢者で視力が弱い方にとっては、表示面のデザインがシンプルであるほど見やすくなるため、利用者が目的地方面への移動に必要な情報のみを基本に、わかりやすい表示となるよう心がけます。

公共サインとして掲載する施設の選択は、公共空間に設置するサインにふさわしく、不特定多数が利用する公共性の高い施設が望ましく、一般利用の少ない公共施設の掲載はしない方がよい場合もあります。( 24 ページ「情報掲載基準」の項目参照 )



図 掲載情報量によるマップの見やすさ比較  
( 左 : 情報量が膨大なため繁雑・右 : 情報量が適切で見やすい )

## (2) 表示方法に関すること

### 言語表示

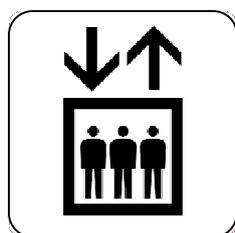
誘導案内表示は掲載できる情報量が限られている場合が多いため、表示の見やすさやわかりやすさと、誰もが使いやすいというユニバーサルデザインの観点から、言語表記は日本語と英語の2カ国語表示を原則とします。

案内マップの場合は、より多くの人々に対して情報を伝達できるよう、凡例表示は4カ国語を原則とします。ただし、来訪者や設置場所の特性から、よりホスピタリティを考慮する必要があると思われる場合には、日本語、英語以外の言語による表記を追加することを検討します。その場合は、掲載情報の見やすさやわかりやすさに十分配慮する必要があります。

### ピクトグラム

言語によらず、幅広い年齢層や外国人にも直感的に施設や機能の意味を伝えることができる有効な記号として、ピクトグラム（案内用図記号）を積極的に活用します。

ピクトグラムは原則としてJIS案内用図記号を使用します。JIS規格の一部のピクトグラムに関しては、図記号の基本的な概念を変えない範囲で図形を変更して用いることができます。また、JIS案内用図記号に表記されていない施設のピクトグラムに関しては、必要に応じてJIS案内用図記号の考え方に沿って開発することができます。（参考のピクトグラムをもとに開発した図をさらに変更することはできません）



エレベーター  
Elevator



エスカレーター  
Escalator



車いすスロープ  
Accessible slope

図 ピクトグラム（案内用図記号）の一例

各施設が有するトレードマークや一般企業のコーポレートマークは、一般的に具体的な機能を示す図でない場合が多く、認知の範囲が倉敷市内に限定される可能性もあり、図案の示す意味が一見してわかりにくい場合が多いため、公共サインへの表記は行わないものとします。ただし、岡山県が作成したピクトサインについては、サイン設計時において、一般的に理解できる表現となっていることを確認したうえで公共サインへ表示できるものとします。

## 矢印

矢印の形状はシンプルで遠方より視認性のあるデザインを推奨します。

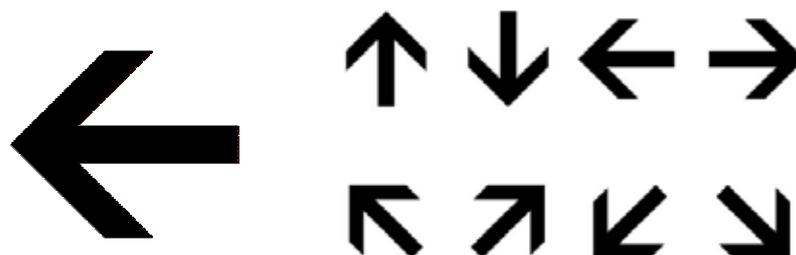


図 矢印表示

移動方向を指示する矢印として一般に理解しやすいのは、下の4種の矢印です。できるだけこの4種を用いるよう、サインの設置位置を工夫する必要があります。また、誤解を招く使い方、例えば「」を「(進行方向から)戻る」という意味での表示はしないように注意する必要があります。

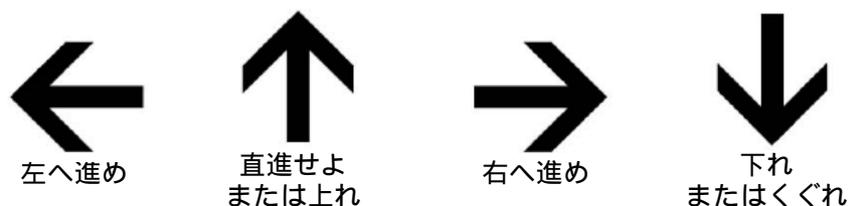


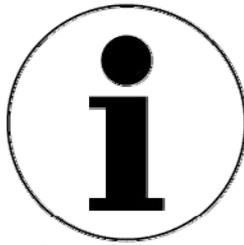
図 矢印表示の使い方

【参考：全国統一ピクトグラム（JIS案内用図記号より）】

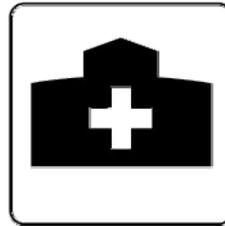
公共・一般施設 Public Facilities



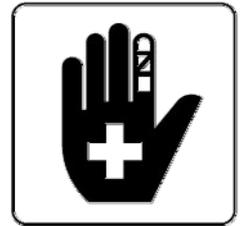
案内所  
Question & answer



情報コーナー  
Information



病院  
Hospital



救護所  
First aid



警察  
Police



お手洗  
Toilets



男子  
Men



女子  
Women



身障者用設備  
Accessible facility



車椅子スロープ



飲料水  
Drinking water



喫煙所  
Smoking area



チェックイン/受付  
Check-in / Reception



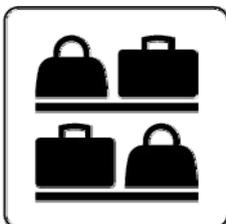
忘れ物取扱所  
Lost and found



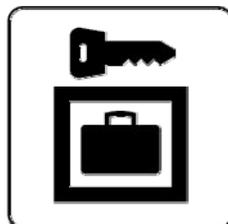
ホテル/宿泊施設  
Hotel / Accommodation



きっぷうりば/精算所  
Tickets / Fare adjustment



手荷物一時預かり所  
Baggage storage



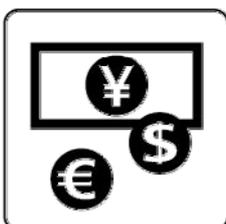
コインロッカー  
Coin lockers



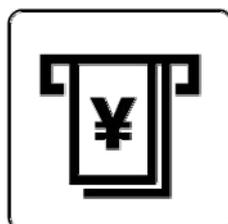
休憩所/待合室  
Lounge / Waiting room



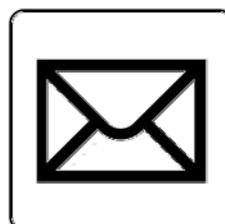
ミーティングポイント  
Meeting point



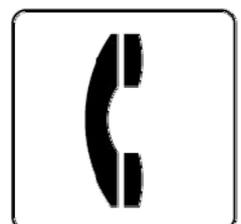
銀行・両替  
Bank, money exchange



キャッシュサービス  
Cash service



郵便  
Post



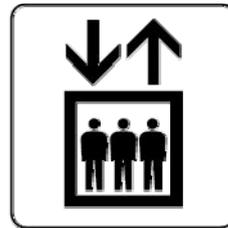
電話  
Telephone



ファックス  
Fax



カート  
Cart



エレベーター  
Elevator



エスカレーター  
Escalator



階段  
Stairs



乳幼児用設備  
Nursery



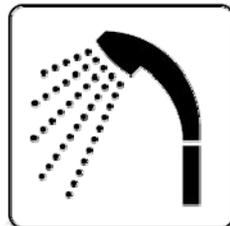
クローク  
Cloakroom



更衣室  
Dressing room



更衣室 (女子)  
Dressing room (women)



シャワー  
Shower



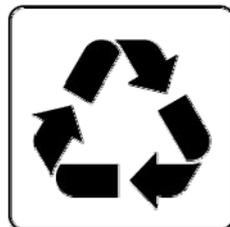
浴室  
Bath



水飲み場  
Water fountain



くず入れ  
Trash box



リサイクル品回収施設  
Collection facility for  
the recycling products

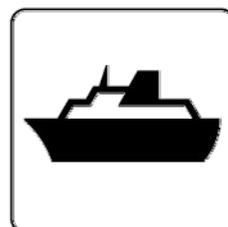
## 交通施設 Transport Facilities



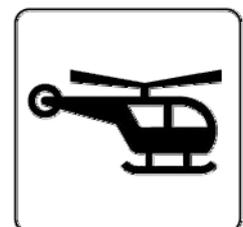
航空機 / 空港  
Aircraft / Airport



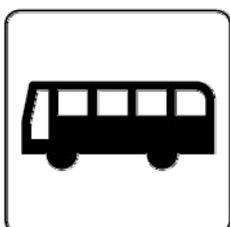
鉄道 / 鉄道駅  
Railway / Railway station



船舶 / フェリー / 港  
Ship / Ferry / Port



ヘリコプター / ヘリポート  
Helicopter / Heliport



バス / バスのりば  
Bus / Bus stop



タクシー / タクシーのりば  
Taxi / Taxi stop



レンタカー  
Rent a car



自転車  
Bicycle

観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities



展望地 / 景勝地  
View point



陸上競技場  
Athletic stadium



サッカー競技場  
Football stadium



野球場  
Baseball stadium



テニスコート  
Tennis court



海水浴場 / プール  
Swimming place



スキー場  
Ski ground



キャンプ場  
Camp site



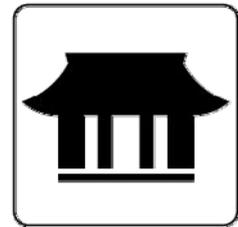
温泉  
Hot spring



公園  
Park



博物館 / 美術館  
Museum



歴史的建造物  
Historical monument

安全 Safety



消火器  
Fire extinguisher



非常電話  
Emergency telephone



非常ボタン  
Emergency call button

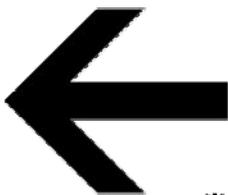


非常口  
Emergency exit

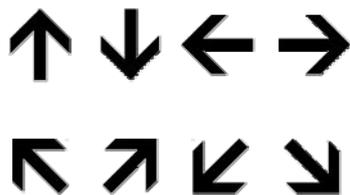


広域避難場所  
Safety evacuation area

指示 Mandatory



矢印  
Directional arrow



応用例  
variants



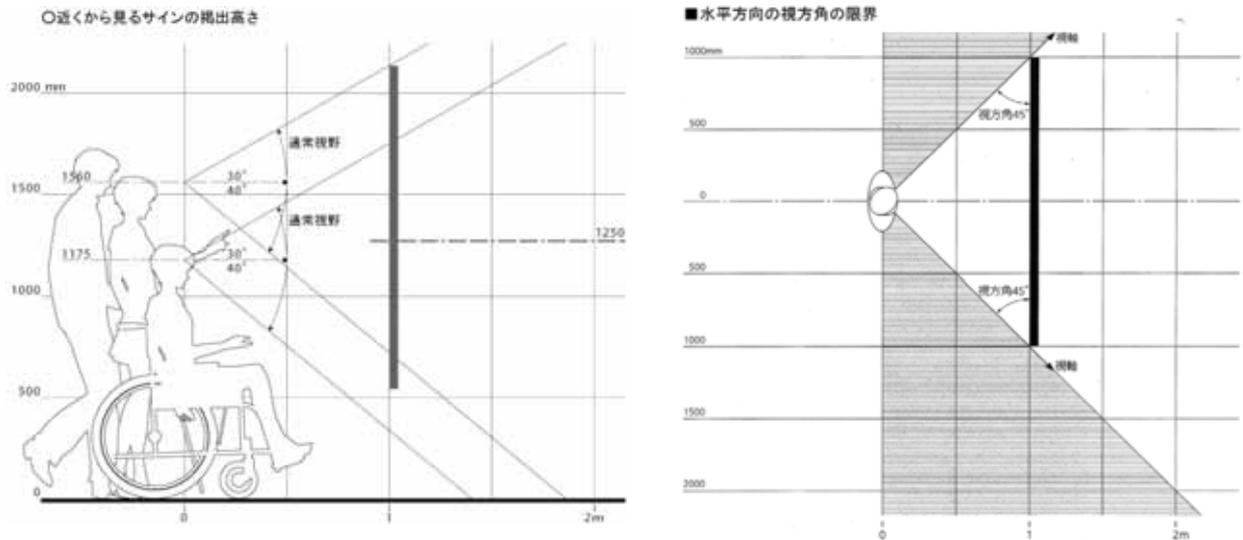
### (3) 表示部構造に関すること

#### 表示面の大きさ

近くから視認するサインは、立っている人と車いす使用者の中間の視点である、床面から1250mm程度の高さを表示面の中心とします。また、表示面上端と下端は、最大でも両者の視野に入るようにすることが必要です。

案内マップなど情報量の多い大型の表示面の場合、誤読率が増加する視方角(45°)の限界を超えないように、想定する視認位置から水平方向にも垂直方向にも視方角が45°以下にならないように、サインの幅寸法や掲出の高さ、面の傾きなどを設定します。

案内マップの表示面は、視力の弱い人が表示面から50cmの距離で見渡せる範囲を基準として、1m四方以内に収まるサイズとします。

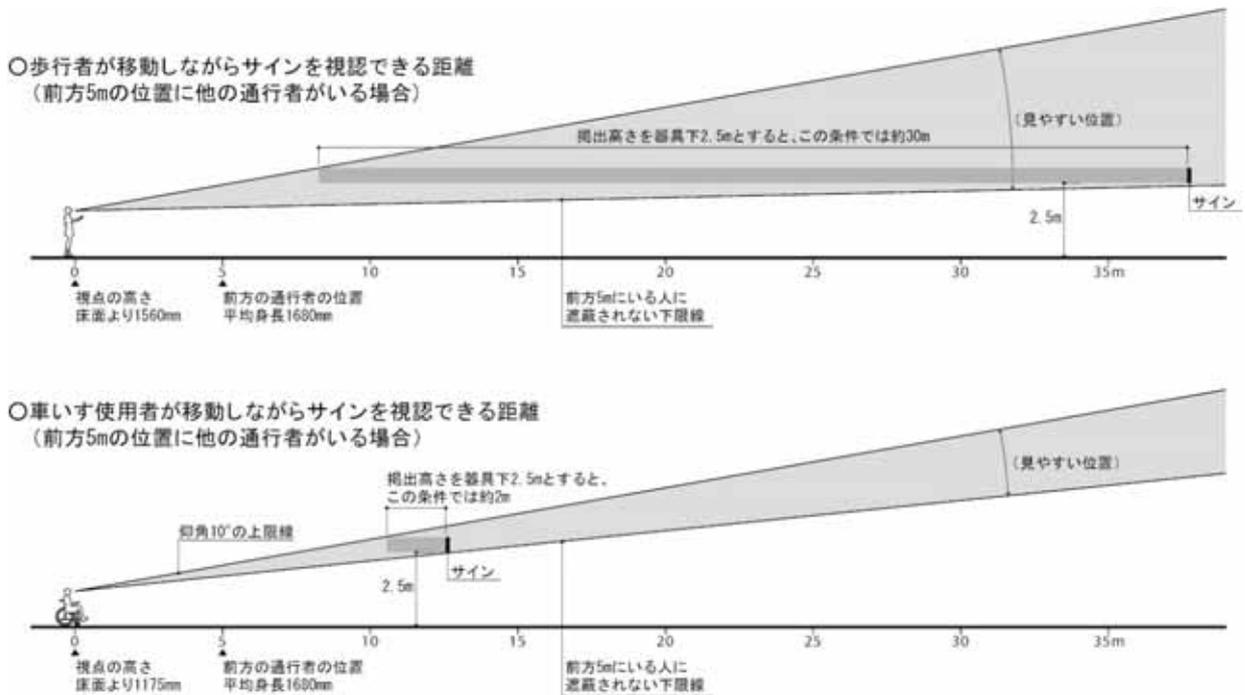


参照 ひと目でわかるシンボルサイン 標準案内図記号ガイドブック  
：交通エコロジー・モビリティ財団

## 高さ

遠くから見るサインは、人が移動している場合、一定の高さ以上にあるものは視認し難くなります。また、不特定多数の人が利用する施設では視界の前方に他の通行者がいる場合も多く、視認位置から仰角 10° より下の可能な限り高い位置に掲出することが必要です。

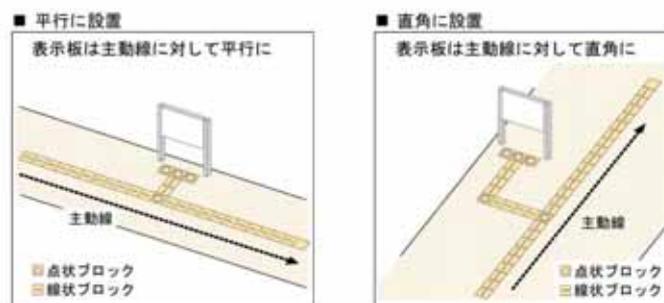
そのため、遠くから認識する必要のあるサインについては、サイン施設の上端を 2.5m 以上の高さに設定する必要があります。



参照 ひと目でわかるシンボルサイン 標準案内図記号ガイドブック  
：交通エコロジー・モビリティ財団

## サインの設置方向

案内サインを、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）のある歩道上に設置する場合、サインの設置方向は進行方向に対し平行に設置することを基本とします。歩道幅員が広く、休憩施設や植栽等が整備されている地点や、案内サインの利用者が多く見込まれる場所で設置場所を十分確保できる場合は、主要動線の進行方向に対し直角に設置することが有効な場合もあります。いずれにしても、視覚障害者誘導ブロックの曲部を可能な限り少なくするよう設置方向を工夫することが必要です。



### 3-3 . 配置・施設整備方針

ここでは、道路等屋外に設置する誘導案内のための案内サインと誘導サインについて、サイン施設整備における計画段階での配慮点を定めます。位置サインについては、前項までの基準をふまえた表示面の大きさ・高さ・設置方向を検討し、各施設の敷地や建物形状等の状況に応じて設置することが必要です。

#### ( 1 ) 設計施工に関すること

##### 構造

サイン施設の構造については、施設自体の耐久性と安全性を考慮することはもちろん、より利用者の立場に立った施工上の工夫を心がけます。また、長期にわたりサインを活用できるよう、維持管理面にも配慮した構造とします。

##### サインへの近づきやすさを確保

視力の弱い人や車いす使用者がサインの近くに寄って表示を見ることを前提に、低い視線への配慮と足下の蹴込みの確保に注意します。サイン施設周辺の段差や舗装等についても、サインへ近づくにあたり支障があると判断される場合は、設置箇所の移動や、歩道等の整備をあわせて行う等の取り組みが必要です。

視覚障害者へは音声案内が有効であり、行動起点や総合案内サインでは音声案内機能や点字表示の設置が重要です。また、それらの施設を設置した場合には、その所在を知らせるために視覚障害者誘導ブロックで誘導したり、チャイムを設けたり等の工夫が必要です。触って分かるサインへの配慮

サイン施設の多くは屋外に設置されるため、点字表示や触地図など、手で触れて情報を認識するサインについては、表示面が高熱にならないための材質を選ぶなどの配慮が必要です。

##### メンテナンスが容易であること

人為的な事故やいたずら等による破損については、表示面カバーの設置、四隅の巻き込み、貼り紙やいたずら書き防止の表面加工処理などの対策が必要です。

点字表示面を紫外線硬化樹脂印刷や後貼りで行う場合は、ベース素材と表面仕上げとの相性の善し悪しにより剥離が起こる場合があるため、十分に確認して施工する必要があります。

サインの表示面は、施設や周辺状況の変化に応じて情報内容の更新を速やかに行うことが望ましいため、定期的・短期的な変更が予測されるものについては、部分的な取り替えが可能な構造とします。

##### 照明

曇天時や夕刻、夜間の顕在性を高めるため、主要な拠点に設置される総合案内サインでは照明設備の設置が重要です。

## (2) 整備に関すること

### 配置計画と設置位置

サインは、分岐点からそれぞれ視認できる、歩行者の円滑な移動を妨げない位置に配置します。また、サイン設置後に、車いす使用者や介助者が必要な歩行者等の移動空間が十分に確保できる位置に設置します。

歩道上の誘導サインは、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の位置を避けて設置します。原則としてブロック端から90cm以上離れた位置を基本とし、やむを得ない場合は60cmの位置に設置することとします。

サイン施設の周辺に設置物が多く、サインの存在が目立たない場合は、その位置に案内サインがあることを示す「インフォメーションマーク」を設置するなどして、サインの顕在性を高めるよう努めます。

### 【案内サイン】

案内サインは、まちの構造を平面的に表す総合的な情報です。

一定の地域内での現在地を正確に把握し、目的地までの距離と方角を認識することを第一の目的として、歩行動線の起点である駅前等や、動線の分岐点である主要交差点に設置します。

#### 案内マップの種類（縮尺と範囲）

案内マップは下の3種を基本として、サイン施設に掲示します。

地域案内マップは、目的地までの経路上で、利用者が現在位置と移動経路を確認するために、周辺の主要施設や主要道路がわかりやすく表記されたものとします。

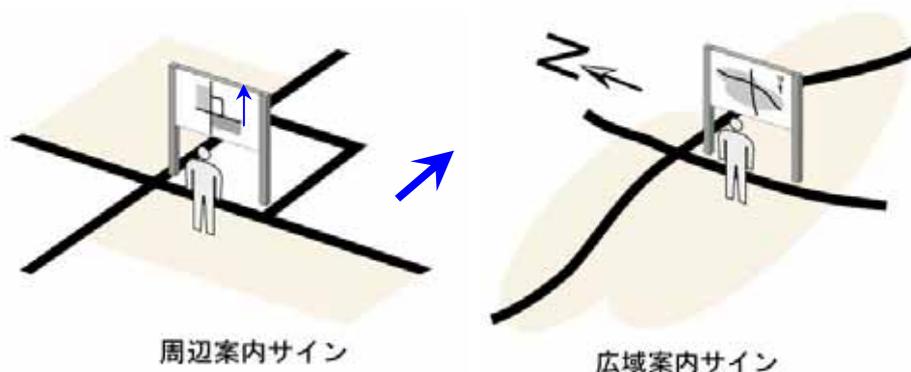
周辺案内マップは、現在地から目的地まで、利用者が移動経路を確認するために、移動の手がかりとなる文化施設・スポーツ施設・集会施設・史跡・名勝・宿泊施設・商業施設など利用者数が多く見込まれる施設を表記します。

広域案内マップは、総合案内サイン等で周辺都市との位置関係等を確認するため、必要に応じて地域の都市構造や交通機関の路線網など、地勢・地名・道路・交通機関などを中心に表記します。

- ・地域案内マップ（歩行圏を分かりやすく案内する）
- ・周辺案内マップ（縮尺1/1000～5000[1～2km四方]）
- ・広域案内マップ（縮尺1/5000～20000[5～10km四方]）

#### 案内マップの向き

案内マップは、サインに向かって前方を上として設置します。ただし、縮尺の小さい広域案内マップでは、北を上として設置します。



## 【誘導サイン】

誘導サインは、矢印と誘導目的となる施設・地点名を組み合わせで表記し、利用者の移動方向を指示します。

誘導サイン施設は、誘導対象施設へ向かうルート上の主要な分岐点（交差点など）で、歩行者の円滑な移動を妨げない位置に設置します。また、分岐点となる交差点付近で設置箇所が確保できない場合は、誘導対象施設への経路である歩道上で十分なスペースを確保できる地点に設置します。

鉄道駅等の行動起点から、誘導対象施設の距離が長くなる場合は、できるだけ誘導サインを繰り返し設置することを心がけます。

## 施設形状

### 【案内サイン】

#### 施設デザイン

案内サインは原則として独立板型の施設としますが、地区状況等により設置が困難な場合は、壁掛け型等の案内サインを用います。

また、景観に配慮してサイン高さを抑えたい地点等においては、地図表示面を斜め上方に傾ける形状のサインを設置することとなりますが、その場合は、利用者が無理な姿勢をせずに全面が確認できる形態にすることが重要です。また、車いす使用者が地図面に接近して利用しやすいよう、地図面下方のゆとりやすき間を取るなどの配慮が必要です。

サインの顕在性を高めるため、施設表示面の分かりやすい場所にインフォメーションマークや、現在地を示す地点名称等を表示する等の工夫が必要です。



図 案内サイン施設形状例

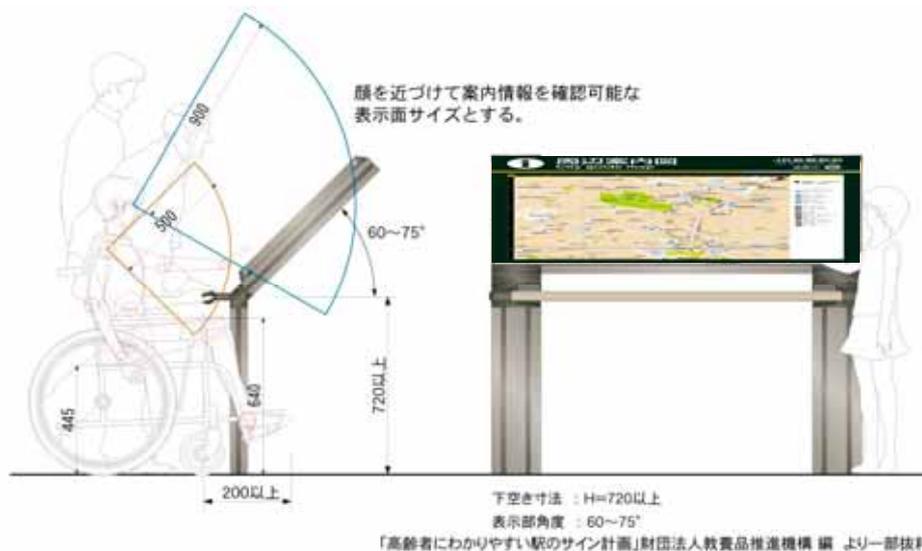


図 表示部が傾斜面となる場合の基準

## 【誘導サイン】

### 施設デザイン

サインのデザインは、効果的な情報伝達が可能であることを前提とし、景観と調和するシンプルなものとします。

また、サインの顕在性と連続性を高めるため、同一経路上にあるサインは統一したデザインとします。表示面の分かりやすい場所に、インフォメーションマークを表示する等の配慮も必要です。

### 表示面の向きと高さ

矢羽根型誘導サインの表示面高さは、原則として路面から250cm以上とします。

パネル型誘導サインの表示面高さは、路面から125cmを中心に、最高高さ250cm、最低高さ70cmの範囲を原則とします。

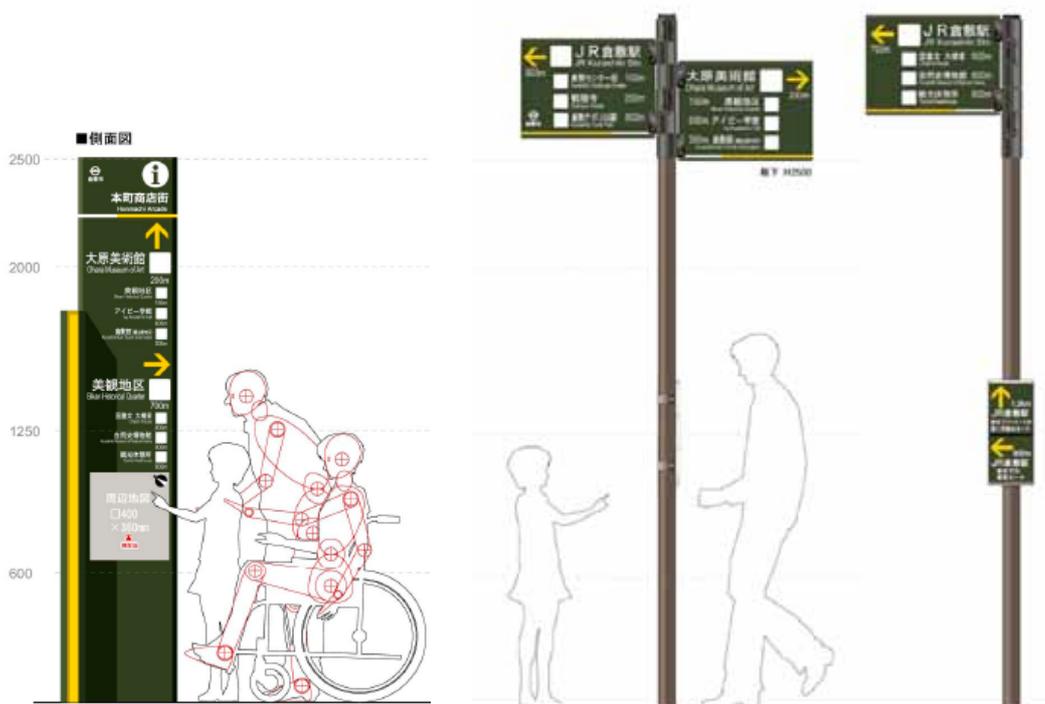


図 誘導サイン施設形状

### 3-4. 表示内容基準

#### (1) 案内マップに関すること

##### 情報掲載基準

##### 広域案内マップの情報掲載基準

図形表現	施設などの分類		掲載基準
	地勢等	海、港湾	主要なもの
		河川、水路	主要なもの
		山・丘陵	標高100m以上
		市町村界	行政界のみ
		町丁界	表示しない
	交通機関	道路	高速道路、有料道路、国道、県道、その他主要な市道
		橋梁	主要なもの
		鉄道	原則としてすべて
	施設	公園緑地	広域避難場所に指定されている公園
施設の建物形状		名称表記するもの全て	

名称等表現	施設などの分類		掲載基準	ピクトグラム・マーク表示	名称表示
	地勢名等	海、港湾	主要なもの		
		河川、水路	主要なもの		
		山・丘陵	表示しない		
	地名	市町村	近隣市町村名		
		町丁目	表示しない		
		地区名	水島工業地帯、倉敷川畔美観地区		
	交通機関	道路	高速道路、有料道路、国道		
		橋梁	ランドマーク性の高い主要なもの（瀬戸大橋、水島大橋、新霞橋、川辺橋）		
		鉄道路線	原則としてすべて		
		鉄道駅	原則としてすべて		
		至る表示	次の駅、もしくは代表的な駅名によって表示		
	公共施設	公園緑地	水島緑地福田公園、水島中央公園、玉島の森運動公園、倉敷運動公園、中山運動公園、酒津公園、児島地区公園		
		国・県の施設	広く一般に利用され著名なもの、観光要素の強いもの		
		市の施設	広く一般に利用され著名なもの、観光要素の強いもの		
	公共的施設	公益施設	原則として表示しない		
		民間医療施設	原則として表示しない		
		民間教育施設	主要な大学・短期大学など		
	民間施設	文化・スポーツ施設	広く一般に利用され著名なもの、観光要素の強いもの（観光コンベンションビューロと調整）		
		大規模商業施設	原則として表示しない		
宿泊施設		原則として表示しない			
金融機関		原則として表示しない			
寺社仏閣		広く一般に利用され著名なもの（観光コンベンションビューロと調整）			
その他		広く一般に利用され著名な観光施設や地区（観光コンベンションビューロと調整）			

周辺案内マップの情報掲載基準

施設などの分類		掲載基準	掲載表現		
			色彩表現	ピクトグラム・マーク	名称表示
地勢名等	海、港湾	主要なもの			
	河川、水路	主要なもの			
	山・丘陵	標高100m以上のもの、または観光要素があるもの			
地名	市町村				
	町丁目				
	地区名	美観地区など特記すべき地区名、主要な商店街			
交通機関	道路	高速道路、有料道路、国道、その他主要な市道		国道のみ	主要道路のみ
	主要交差点、インターチェンジ	地域で特に重要と考えられる交差点等	交差点は信号マーク表示		
	橋梁	主要河川に架かるもの			
	鉄道路線	原則としてすべて		踏切	
	鉄道駅	原則としてすべて			
	至る表示	次の駅、もしくは代表的な駅名によって表示			
	駐車場	公営駐車場、駐車場誘導案内システムの対象になっているもの			
	その他	バス停 バスターミナル、タクシー乗り場			
公共施設	公園緑地	近隣公園以上 街区公園は地図縮尺により色彩表現			(近隣公園以上)
	広域避難所	全て表示する			
	国・県の施設	広く一般に利用されるもの(警察、郵便局、裁判所など)、観光要素が強いものなど			
	市の施設	広く一般に利用されるもの(保育園は対象外)、観光要素が強いものなど			
公共的施設	公益施設	電力、電話、ガス関係施設など			主要なもの
	郵便局	全て表示する			主要なもの
	民間医療施設	緊急告示病院			
	民間教育施設	小学校、高等学校、短期大学、大学(幼稚園は対象外)			
民間施設	文化・スポーツ施設	広く一般に利用される主要なもの		全国統一ピクト等で対応可能なもの	
	福祉施設	広く一般に利用される主要なもの			
	大規模商業施設	第一種大型小売店舗			
	宿泊施設	客室数50以上のものをマーク表現			ランドマークとなりうる主要施設のみ
	金融機関	支店以上をマーク表現		(外貨両替に関してピクト表示)	
	寺社仏閣	市指定以上の文化財をもつもの、観光コンベンションビューロの案内図に掲載されているもの			
	その他	観光拠点については、観光コンベンションビューロの観光情報等に掲載された施設を基準とする		全国統一ピクト等で対応可能なもの	
移動円滑化	案内誘導サイン	案内サインについては全て表示する			
	バリアフリー経路	特定経路・準特定経路は全て表示する			
	公衆トイレ	全て表示する			
	エレベータ	全て表示する			
	観光案内所	全て表示する			

## 凡例・方位・スケール

### 凡例

凡例は原則4カ国語（日本語、英語、中国語、韓国語）で表示します。ただし、多言語による表記は多くの表示スペースを要するため、凡例表示スペースが十分に確保出来ない場合は、表示が繁雑にならないよう注意するとともに、文字サイズを縮小するのではなく、日本語と英語の2カ国語表記で対応することとします。

### 方位

案内マップには、地図の向きを方位により指し示す方位記号を表示します。方位記号は、北の方角を指し示す分かりやすいデザインとします。

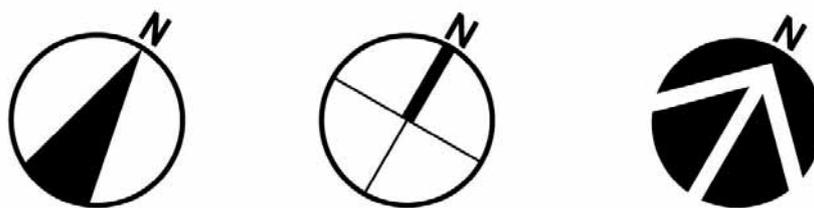


図 方位記号の例

### スケール

案内マップには、地図の縮尺をしめすための移動距離の目安となるスケールを表示します。スケールは、掲載情報の支障にならない表示面下部に配置し、地図の縮尺や表示内容に合わせ、距離情報・色彩は適宜変更します。

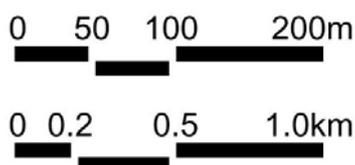


図 スケール表示の例

### 表示面以外の表示

サイン施設の見えやすい部分に、現在地の住所及び管理者名・連絡先を記載します。また、通りの名称など、利用者にとって有効と考えられる位置情報については積極的に記載します。

## (2) 表記に関すること

### 日本語表記

表記内容を簡潔で読みやすいものとするために、施設名称は必要に応じて簡略化するものとします。従来は正式名称の表記が一般的でしたが、現在では知名度の高い施設ほど簡略化する傾向にあります。特に誘導サインに表示する場合を考慮すると、限られた表示面で十分に視認できる文字サイズを確保することが重要なため、明確に理解される範囲内で部分的な省略を行うことが有効です。ただし、施設名称の簡略化にあたっては、設置するサインの全てについて統一した表記とするとともに、配付資料として観光関連機関で作成される観光地図等との表記と一貫性をもたせることが必要です。

また、数字の表記が必要なものは、混乱を避けるため一貫した表記を行います。

#### 表記の具体例

倉敷市立美術館	市立美術館
倉敷市立自然史博物館	自然史博物館

### 多言語表記

#### 英文表記、ローマ字綴りの原則

施設名称等の英文表記は、固有名称についてはヘボン式で、普通名称については英語により表記します。ただし、慣用上固有名詞と普通名詞に切り離せない場合は、普通名詞の部分も含めてローマ字による表記として、必要に応じて英文を付記します。

- 1 長文を表す「ー」「^」「h」等は特にこれを用いない。(大阪 Osaka)
- 2 はねる音を表す「ン」はnで表すが、m、b、pの前では、mを用いる。  
(日本橋 Nihombashi)
- 3 はねる音を表すnに続く母音字およびyはハイフンによって切り離す。  
(新尾頭 Shin-oto)
- 4 つまる音は、次にくる最初の子音字を重ねて表すが(吉根 Kikkon)、次にc hが続く場合には、cを重ねずにtを用いる。(仏地院 Butchiin)
- 5 表記が長く読みにくい場合はハイフン「-」で切る。
- 6 文の書き始め及び固有名詞は語頭を大文字で書く。なお固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いてもよい。但しハイフンの次にくる文字は小文字を用いる。
- 7 原則として英文は、表記対象となる各施設、又は関係機関と調整し、決めるものとする。
- 8 施設名称は原則として正式英訳によるが、英語による略語がある場合は(次頁表参照)それを使用してもよい。(地図中が繁雑になる場合など)
- 9 企業名などで英文による略語が慣用化している場合はこれを用い、日本語の音や正式英語を使用しない。(良い例：NTT、悪い例：エヌティーティー・NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE WEST CORPORATION)

表 ローマ式綴り（ヘボン式）

あ	い	う	え	お	が	ぎ	ぐ	げ	ご
a	i	u	e	o	ga	gi	gu	ge	go
か	き	く	け	こ	ざ	じ	ず	ぜ	ぞ
ka	ki	ku	ke	ko	za	ji	zu	ze	zo
さ	し	す	せ	そ	だ	ぢ	づ	で	ど
sa	shi	su	se	so	da	ji	zu	de	do
た	ち	つ	て	と	ば	び	ぶ	べ	ぼ
ta	chi	tsu	te	to	ba	bi	bu	be	bo
な	に	ぬ	ね	の	ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ
na	ni	nu	ne	no	pa	pi	pu	pe	po
は	ひ	ふ	へ	ほ	きゃ		きゅ		きょ
ha	hi	fu	he	ho	kya		kyu		kyo
ま	み	む	め	も	しゃ		しゅ		しょ
ma	mi	mu	me	mo	sha		shu		sho
や		ゆ		よ	ちゃ		ちゅ		ちょ
ya		yu		yo	cha		chu		cho
ら	り	る	れ	ろ	にゃ		にゅ		にょ
ra	ri	ru	re	ro	Nya		nyu		nyo
わ					ひゃ		ひゅ		ひょ
wa					hya		hyu		hyo
ん					みゃ		みゅ		みょ
n					mya		myu		myo
					りゃ		りゅ		りょ
					rya		ryu		ryo
					ぎゃ		ぎゅ		ぎょ
					gya		gyu		gyo
					じゃ		じゅ		じょ
					ja		ju		jo
					びゃ		びゅ		びょ
					bya		byu		byo
					ぴゃ		ぴゅ		ぴょ
					pya		pyu		pyo

表 略語（参考）

言語	略語
National	Nat l
Prefecture	Pref.
Government	Govt.
Avenue	Ave.
Route	R.
Expressway	Expwy.
Building	bldg.
Center	Ctr.
Station	Stn.
University	Univ.
Department	Dept.
Island	Is.
Interchange	I.C

度々使用する語句

項目	和文	英文
出入口	入口 出口	Entrance Exit
方面、方角	～方面 至～	for～ for～
タイトル	地域案内 広域案内 周辺案内	AREA MAP Surrounding Local Vicinity

### 3-5. ユニバーサルデザインへの配慮方針

#### (1) 外国人来訪者への配慮

案内サインの凡例はできるだけ4カ国表示（日本語・英語・中国語・韓国語）を行うとともに、主要な名称には、ローマ字を併記しますが、利用者の特性に応じて、英語以外の外国語の表記の追加を検討します。ただし、多言語による表記は多くの表示スペースを要するため、表示が繁雑にならないように注意します。

また、ピクトグラムは世界共通の事象を示す記号として多くの人に理解されるものであるため、サイン表示においては積極的に活用します。

誘導サインの矢印の使い方について、例えば日本では下向き矢印を「戻れ」あるいは「進行方向と逆方向」という意味にとらえることがありますが、外国では一般的に「下へおりる」「くぐる」といった場合に下向き矢印を使います。同様に指示方向が折れた矢印( 図 )についても、誘導サインの表現としては誤解を招く可能性がありますので、下向き矢印の使い方に留意しながら、できるだけ「 」 「 」 「 」 「 」 の4種類を用いるようにします。

#### (2) 車いす使用者・歩行困難者への配慮

車いす使用者の視線に配慮したサイン表示面高さを設定することが重要ですが、利用者の視力が弱い場合や、情報量の多い案内サイン等を見る場合も考慮し、その人が見やすい距離まで近づいて表示面を見ることができるよう、設置場所や周辺の環境、サイン施設形状への配慮が必要です。

車いす使用者が近づいて見る際に邪魔にならないように、サイン施設の周辺には植栽やゴミ箱、その他施設を設置しないことが必要です。特に商店街等に設置されたサインは、商品棚や可動型ベンチ等が周辺に置かれる場合が想定されるため、地域住民や事業者に対してサインの重要性や来訪者への誘導案内意識の向上等について啓発を行う必要があります。

また、支柱型の標識の場合は、表示面が支柱から突き出すことにより、近づいて見る利用者との接触、歩行者の円滑な移動の妨げになることも考えられるため、表示面の両端が突き出さない構造にする、設置箇所を十分検討するなどの配慮が必要となります。

#### (3) 視覚障害者への配慮

視覚障害者や高齢で視力が低下した人など、だれも見やすくわかりやすいサインとするために、文字やピクトグラムの大きさ、サインの設置高さ等に配慮するとともに、音声案内等視覚障害者に配慮した機能の導入などを積極的に検討します。点字や触地図、音声案内操作板等の高さは、1.0m以上1.4m程度までの間に設置します。

また、色彩に関しては色弱や色盲等の方々にも配慮し、色覚バリアフリーの視点から配色を設定します。

#### (4) バリアフリー情報の表示

倉敷市交通バリアフリー基本構想における特定経路、準特定経路のうち、主要な誘導ルートに設定されているものは、バリアフリー経路としてできるだけ案内マップに表示することとします。

現状ではバリアフリー基準を満足できていないルートであっても、今後の整備事業等を勘案し、多様な障害を持ったの方々がおおむね移動できるルートであり、かつ健常者を含め相当数の

人が訪れる主要施設等へのルートもバリアフリー経路として表示することを検討します。

多機能トイレや車いす使用者が使用可能なエレベーター等のバリアフリー設備については、案内マップ上で設置箇所をすべてピクトグラムで表示することが必要です。また、民間施設に設置された不特定多数の人が利用できるバリアフリー設備についても、できるだけすべての施設を案内マップに表示することが望まれます。

特に身体障害者等の利用が可能なトイレについては、身体障害者用設備のピクトグラムと、施設利用時間制限等の情報を併記することを検討します。

### 3-6. 景観への配慮方針

#### (1) 施設デザイン

サイン施設は、周辺のまちなみや景観を阻害しないデザインにすることとします。サインを設置する周辺の雰囲気や、まちなみ景観になじむ色を基調カラーとして、統一感のあるサイン整備を行うことが重要です。

施設のデザインで地域らしさを表現する手法もありますが、地域特性はできるかぎりサインに表示する情報内容で表現することとし、誘導案内に不要な造形や過度な装飾は避け、だれもが一目で認識できるように、できるだけシンプルなデザインにします。

#### (2) サインの集約化

サイン設置箇所の有効利用や景観への配慮の観点から、誘導サインと案内サインが至近距離に設置される場合は、できるだけサイン施設の集約を行います。個別の施設管理者が独自に誘導サインを設置している場合、「情報掲載基準」(27ページ)で表示されるべき施設であれば、公共サインとしてその施設へ誘導するために適切な位置に設置された誘導サインに、施設名表示を追加します。基準外となる民間施設等の場合は、それぞれのサイン設置主体で連携して、サイン施設を集約することが望まれます。

#### (3) 周辺事業者等への協力依頼

サイン施設の顕在性は、施設デザインだけでなくまちなみ景観によっても大きく影響されます。サインの周辺に、サインの見え方を阻害するようなデザインや大きさの広告物等が設置されている場合、サインの顕在性を確保するためには、サイン施設の形状やデザインそのものを変更しなければなりません。

サイン施設を含め、道路上に設置されている広告物や構造物については、まちなみ全体の景観を形成する重要な要素として、景観に配慮した配置・設置計画が必要であるとともに、誘導ルート上でサインを隠したり見えにくくしたりするような障害物や、広告物等のデザインについては、設置主体や管理者に改善のための協力を依頼する必要があります。

## 4 . サインの活用方針

### 4-1 . 他のメディア・ツールとの連携

公共サインは、移動途中の現在地や目的地の方向・距離を示す位置案内情報、円滑な移動に必要な経路や地点等の情報をはじめ、周辺の観光施設情報などを現地で提供する重要な情報発信ツールです。

公共サインを利用する人が、地図の見方やサインの基本的ルールを知っている場合、出発前や移動途中、目的地周辺で、道路地図や観光マップ、インターネット等、他の様々な情報提供ツールからその人の目的にとって必要な情報を得ていればいるほど、必要最低限の情報が必要な地点で提供されることで、大きな効果を発揮することができます。

そのため、様々な情報メディアやツールと連携し、役割を分担するとともに、情報の内容や表示基準について整合を図ることにより、地域全体で観光情報や誘導案内情報を効率よく提供することに努めます。

観光客をはじめとした来訪者が多く利用すると考えられる情報提供ツール等と、倉敷市公共サインガイドラインとの連携のありかたを次に示します。

表 来訪者が利用する情報ツール類との連携方針

	来訪者が利用するサイン・ツール等	倉敷市公共サインガイドラインとの連携
公共	県・市・観光コンベンションビューロが設置・運営する観光案内所	観光情報の提供による連携
	県・市・観光コンベンションビューロが作成するホームページ	施設名等の表記基準の統一、多言語表記の採用
	県・市・観光コンベンションビューロ等が作成する観光客への配布を目的とした各種マップやパンフレット	施設名等の表記基準の統一、多言語表記の採用
民間	商業・宿泊施設等への誘導案内のため民間が設置した看板類	デザイン等表記基準への配慮 ユニバーサルデザインへの配慮 誘導案内看板の集約 等
	市販されている観光情報誌の地図・道路地図	情報の提供による連携

#### 4-2. 維持管理方針

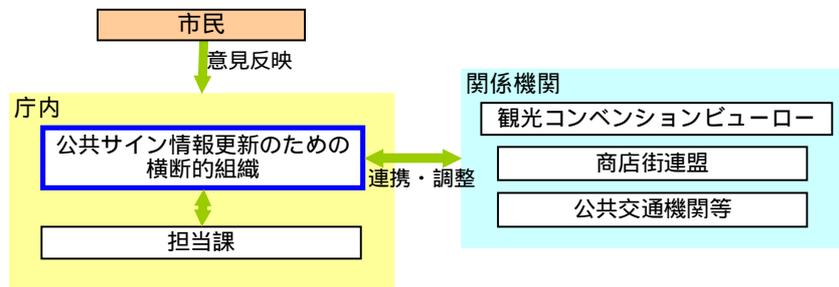
利用者にとって分かりやすく、安全に移動できるためのまちづくりの道具としてサインが役立つためには、設置されたサインの管理と継続的なメンテナンスが必要です。あわせて永続的に地域内のサインがお互いの情報を補完しあい、利用者の移動円滑化を促すよう活用されるためには、表示すべき内容やメンテナンスについて適切な管理が行えるよう統括した体制づくりが必要です。

##### (1) メンテナンス手法

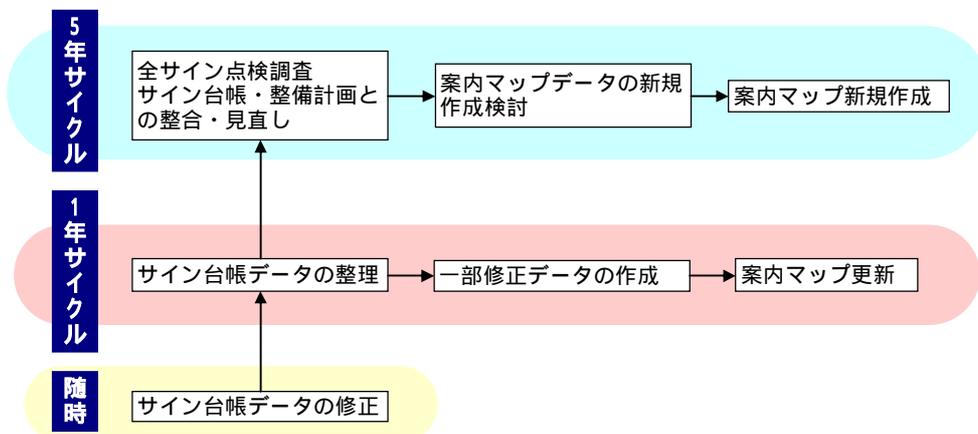
<p><b>【本体メンテナンス】</b> 清掃 年に2～3回程度、本体の清掃を行う 保守・点検 本体の状況を以下のような項目によって点検し、適切な方法により対処する</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ガタツキ（ボルトの締め付けの状況や、全体のゆがみ等のチェック）</li><li>・破損状況（本体についた傷などの状態をチェック）</li><li>・表面の状態（表面の錆や塗装部分の退色等をチェック）</li></ul> <p>保守および点検は清掃と同時に行う</p>
---

- ・中期的に、地域全体の総点検を実施します。（参考資料：定期点検チェックシート参照）
- ・住民や周辺事業者等から維持管理に関する情報を得られるように、サイン本体に管理番号、管理主体名、連絡先を記載します。

##### (2) 情報更新のための管理体制づくり



##### 案内マップ見直しのサイクル



(五十音順)

### インフォメーションマーク

情報コーナー(誘導機能や周辺案内機能を有した施設等)を示すピクトグラム。  
ほぼ全世界共通で使われている。



### ガイドライン

ある物事に対する方針についての、大まかな指針や指標、ルールや基準などを明らかに示し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示すもの。

### コントラスト

絵画や写真などの画像の、明暗の差や色彩の対比のこと。

### サインシステム

方向や位置、注意などを指し示すサインを体系的に配置すること。駅や集客施設、観光地などでは、混乱を避け来訪者の行動を導くために、動線を配慮したサインシステムづくりが重要となる。

### サンセリフ系(書体の名称)

欧文書体の名称をあらわすもので、文字の線の端につけられる線・飾りのない書体の総称である。旧来のセリフのついた活字書体(セリフ体・ローマン体とも呼ぶ)と区別するために用いられる。「サン」とは、フランス語で「~のない」という意味で、「セリフのない書体」を表わしている。

### 色覚バリアフリー

視覚情報を表示するにあたり、色盲、色弱(色覚障害)と称される、ある特定の配色が区別しにくい人々が不便を感じないように、色づかいやデザイン等に配慮すること。カラーバリアフリーとも言う。

### 情報メディア

情報の記録・伝達・保管のために用いられる物や装置。(広義では、ある情報が発信されてから、受け手が情報を受け取るまでのあいだをつなぐ媒体)主にテレビ・ラジオ・雑誌・新聞・インターネットや携帯電話等を指すことが多い。

### デジタルフォント

元来フォントは「同じサイズで、書体デザインの同じ活字の一揃い」を意味する。デジタルフォントはコンピュータ画面に表示したり、紙面に印刷したりするために利用できるようにした書体データのこと。

### ピクトグラム

「絵文字」「絵ことば」と呼ばれる図記号。何らかの情報や注意を示すために示される視覚表示の一つ。「ピクト」と省略して呼ばれることもある。

### ノーマライゼーション

障害者と健常者がお互い特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え。また、それに向けた運動や施策など。

## マンセル表色系

色を数値的に表すための体系（表色系）の一種で、色彩を色の 3 属性（色相、明度、彩度）に基づき表現したもの。日本では、JIS Z 8721（3 属性による色の表示方法）として規格化されている。

## メンテナンス

施設やシステムが正常な機能を持ち続けるための保守・点検作業のこと。

## ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、文化・言語の違い、年齢や障害の有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように考えられた施設・製品・情報等のデザインのこと。「UD」と省略して表記される場合もある。

## レイアウト

空間や平面に目的物の構成要素を配列すること。配列。配置。

特に印刷物等で文字・図版・色などを効果的に組み合わせること。また、その技術。

## CMYK値

CMYK は色の表現法の一つで、藍色（Cyan）、深紅色（Magenta）、黄色（Yellow）と色調（Key tone）から頭文字 1 字を取ったもの。一般的にカラー印刷を想定したデータ作成で使用される。

## 参 考 資 料

### 計画・設計のための資料

- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 1．色覚パリアフリーのためのチェックリスト           | 1 |
| 2．維持管理点検カルテ（例）                  | 2 |
| 3．サイン施設事例（倉敷駅周辺地区）              | 3 |
| 4．案内対象観光地ピクトサイン（岡山県案内標識整備マニュアル） | 4 |

### 法令関係資料（国・倉敷市）

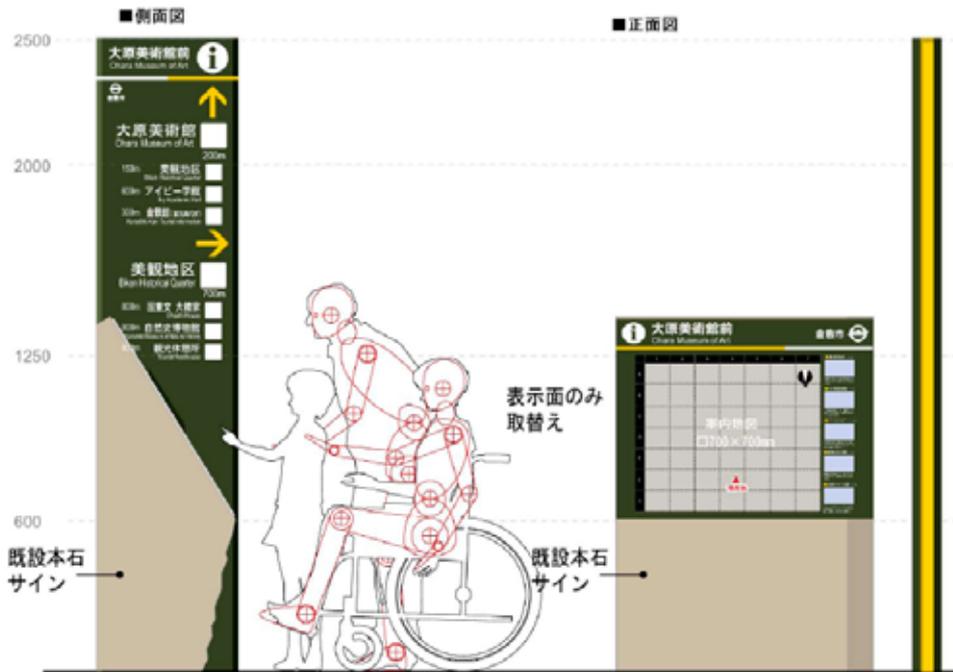
- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| 5．観光活性化標識ガイドライン               | 7  |
| 6．標準案内用図記号ガイドライン（抄）           | 18 |
| 7．公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン（抄）   | 34 |
| 8．公共交通機関旅客施設のサインシステムガイドブック（抄） | 38 |
| 9．道路の移動円滑化整備ガイドライン（抄）         | 39 |
| 10．地図を用いた道路案内標識ガイドブック（抄）      | 42 |
| 11．道路標識設置基準・同解説（抄）            | 44 |
| 12．倉敷市屋外広告物条例（抄）              | 45 |

## 1. 色覚バリアフリーのためのチェックリスト

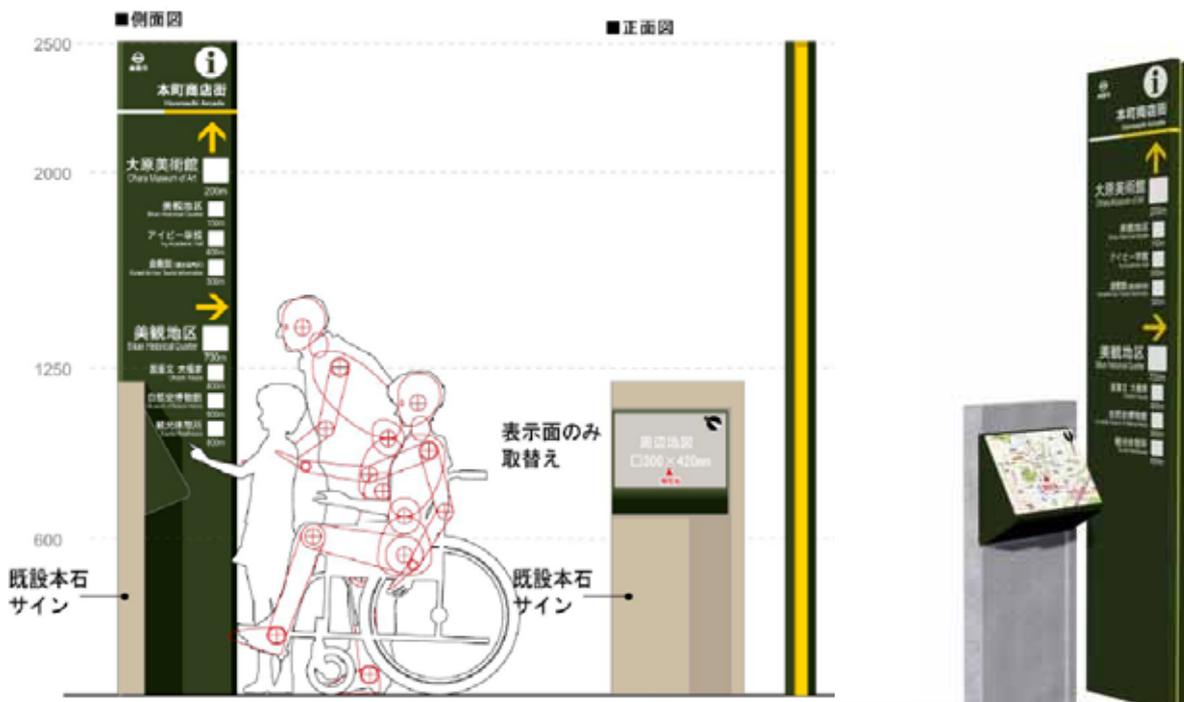
項目	チェック	具体的なチェック内容
色の選び方	<input type="checkbox"/>	赤は濃い赤ではなく、朱色やオレンジを使っているか？
	<input type="checkbox"/>	黄緑ではなく、黄色を使っているか？ (黄色と黄緑は赤緑色盲の人にとっては同じ色のため)
	<input type="checkbox"/>	暗い緑ではなく青みの強い緑を使っているか？ (暗い緑は赤や茶色と間違えるため)
	<input type="checkbox"/>	紫は青に近い紫ではなく、赤に寄った赤紫を使っているか？ (青に近い紫は青と区別できないため)
	<input type="checkbox"/>	細かい線や小さい字に、黄色や水色を使っていないか？
	<input type="checkbox"/>	明るい黄色ではなく白色を使っているか？ (明るい黄色は白内障では白と混同するため)
色の組み合わせ方	<input type="checkbox"/>	暖色系と寒色系、明るい色と暗い色を対比させているか？
	<input type="checkbox"/>	パステル調の色どうしを組み合わせるのではなく、はっきりした色どうしか、はっきりした色とパステル調を対比させているか？
	<input type="checkbox"/>	ひとつの図版に使う色は、可能な限り少なくしているか？
グラフや概念図	<input type="checkbox"/>	塗り分けには色だけでなく、ハッチングを併用しているか？
	<input type="checkbox"/>	輪郭線や境界線で、塗り分けの境を強調しているか？
	<input type="checkbox"/>	図の脇に凡例をつけず、図中に直接書き込んでいるか？
文字に色をつけるとき	<input type="checkbox"/>	背景と文字は色相の差(色の違い)だけではなく、はっきりした明度差(明るさ)をつけているか？
	<input type="checkbox"/>	色だけでなく、書体(フォント)、太字、傍点、下点、囲み枠など、形の変化をつけて区別しているか？
印刷物等の仕上げ点検	<input type="checkbox"/>	表示面を白黒コピーして見た場合も、表現や情報内容が読み取れるか？



### 3. サイン施設事例 (倉敷駅周辺地区)



本体寸法 : H2,500 × W(1,270) × D(550)  
 参考基礎サイズ : W1,200 × D700 × H500  
 支柱 : 亜鉛めっき鋼管+静電粉体塗装 (ダークグレー)  
 表示面 : アルミ複合板/アクリル焼付塗装  
 印刷種 : 案内板・H900 × W1,000 スコッチプリント印刷  
           誘導板・H2500 × W550 スコッチプリント印刷  
 案内板 (スラント) は既設サインに取付



本体寸法 : H2,500 × W(770) × D(450)  
 参考基礎サイズ : W1,200 × D600 × H500  
 支柱 : 亜鉛めっき鋼管+静電粉体塗装 (ダークグレー)  
 表示面 : アルミ複合板/アクリル焼付塗装  
 印刷種 : 案内板 (スラント)・H400 × W440 スコッチプリント印刷  
           誘導板・H2500 × W450 スコッチプリント印刷  
 案内板 (スラント) は既設サインに取付

4. 案内対象観光地ピクトサイン（岡山県案内標識整備マニュアル）



R S Kパラ園



岡山空港



岡山城



吉備津神社



吉備津彦神社



犬養木堂生家



後樂園



最上稲荷



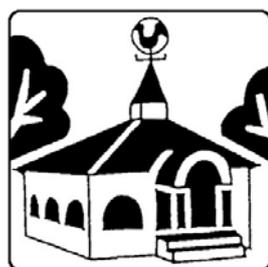
西大寺観音院



造山古墳



池田動物園



夢二郷土美術館



カブトガニ博物館



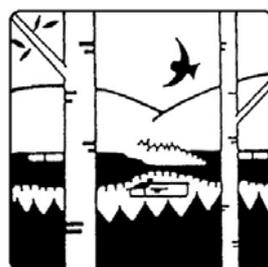
越畑ふるさと村



井倉洞



井山宝福寺



恩原高原



円城ふるさと村



円通寺



奥津温泉



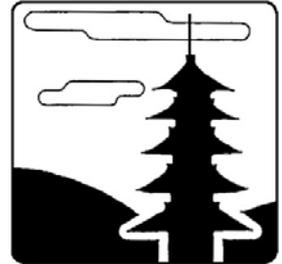
宮本武蔵生誕地



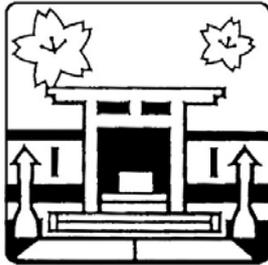
閑谷学校



吉備高原都市



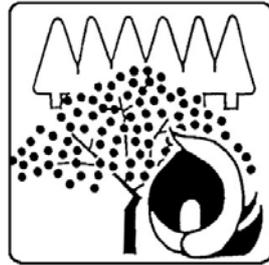
吉備路



作楽神社



牛窓オリーブ園



県立森林公園



沙美海岸



吹屋ふるさと村



衆楽園



渋川海岸・王子が岳



神庭の滝



誕生寺



瀬戸大橋



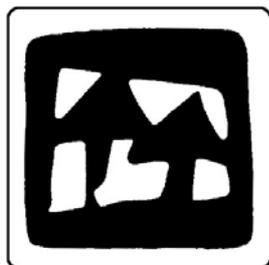
石火矢町ふるさと村



大高下ふるさと村



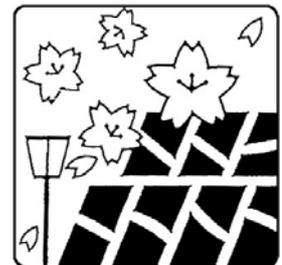
田中美術館



竹喬美術館



津黒高原



鶴山公園



八塔寺ふるさと村



備中松山城



湯郷温泉



湯原温泉



美観地区



備前焼の里



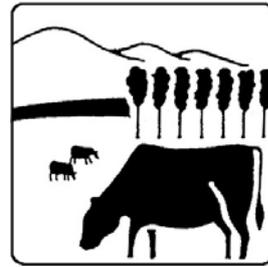
備前長船博物館



備中国分寺



由加山



蒜山高原



夢二の生家



鷺羽山

## 5．観光活性化標識ガイドライン

(平成17年6月 国土交通省総合政策局)

### はじめに

国際相互理解の増進や我が国経済の活性化の観点から、自然、歴史、文化、及び産業等の観光資源を創造・再発見し、これを内外に発信することによって、観光立国を推進していくことが一層重要となってきた。

内閣総理大臣主宰の「観光立国懇談会」において、観光立国の推進にあたっての基本的な考えが『観光立国懇談会報告書』として取りまとめられており、その中で「今日の日本の観光インフラは、外国人にとって決して親切に設計されているとはいえない。日本の街は、外国人が一人歩きしにくい状況にある。」等の指摘がなされているように、日本人、外国人を問わず、訪問先の地理に不案内な観光客が安心して一人歩きできる環境を整えていくことが、観光立国を推進していく上で重要な施策のひとつとなっている。

本ガイドラインでは、徒歩や公共交通機関によって移動する観光客の多くが必要とする観光情報を現地において提供することができる案内標識について、その公共的意義から整備の際に留意すべき事項を取りまとめたものである。

### 第1章 観光情報の提供における案内標識の役割

観光客の満足を得られる観光地づくりを行うためには、観光資源や風景・風土・文化等と観光客の受け入れ環境の整備等が重要である。

特に、観光客が安心して一人歩きできる観光地とするためには、地域特性に応じて、観光客の必要とする観光情報を必要とする場面で提供しなければならない。

#### 1．観光情報の種類

観光情報は商業広告と案内の画面の機能を持つものであり、観光客の視点に立つと、案内の機能を果たす観光情報が第一に必要である。案内の機能を果たす観光情報には、目的地への方向や距離等の位置案内に関する情報と観光資源の概要等の位置案内以外の情報がある。

#### 2．観光情報の提供手段

観光情報の提供手段(以下、「メディア」という。)は、案内標識の他に、地図やパンフレット等の紙媒体、パソコンや携帯電話等のIT機器、観光案内所や観光ガイド等の人的対応等、多岐にわたる。メディア毎に提供できる観光情報の種類や、その長所・短所は異なるため、適材適所で使い分けて相互に補完させることが必要である。

#### 3．案内標識の役割

観光客の来訪目的は、その地域の観光資源や風景・風土・文化等にふれることであり、観光情報の提供等受け入れ環境の整備はあくまでそれを支援するためにある。これを踏まえて、観光情報の提供はメディア相互の補完によって効果的かつ合理的に行われるべきであり、その中で案内標識をそれに適した役割で活用する必要がある。

案内標識は、誰もがいつでも現地で使えることが最大の特徴であり、位置が確認しやすいなどの長所を持つが、提供できる情報量が限られている。したがって、案内標識では位置案内に関する情報を中心に、多数の人に共通の基本的な情報を分かりやすく表示すべきである。

なお、案内標識は「指示標識」、「同定標識」及び「図解標識」に分けられ、目的に応じて使

い分ける必要がある。

また、案内標識により提供する観光情報は、観光客の視点を重視しながら、多数の人が訪れる観光資源の案内や観光案内所、トイレの案内等、観光地毎に検討することが必要である。

## 第2章 観光活性化のための案内標識整備の基本的考え方

観光客は、交通機関旅客施設内の標識や道路標識等の多数の人を対象とする案内標識、観光資源への案内等、主に観光客を対象とする案内標識等、様々な案内標識を区別することなく利用する。この章では、異なる設置主体が様々な目的で案内標識を整備する際の共通の留意すべき事項について、基本的な考え方を示す。

### 1. 基本方針

案内標識による観光情報の提供は、観光客の視点に立って、だれも見やすく分かりやすく行うべきである。なお、案内標識の設置にあたっては、景観に配慮するとともに、関係者が連携して最小限の設置となるようにする必要がある。

#### (1) メディア相互の補完

メディア間で、情報内容やその表示方法について整合を図るとともに、役割を分担して相互に補完しながら、観光情報を効率よく提供することが必要である。

#### (2) 地域特性に応じた観光情報の提供

まちの構造や観光資源の分布等地域特性に応じて、最適な方法で観光情報を提供することが必要である。この際、自然や人工構造物等地域固有のランドマークを現在位置の確認等に活用することも有効である。

#### (3) 一貫した案内

観光地全体の案内を考え、情報内容やその表示方法の整合、設置位置の調整等、異なる設置主体が設置した案内標識でも一貫したわかりやすい案内となるように連携・調整を行う必要がある。

#### (4) ユニバーサルデザインの考え方の導入

案内標識の整備においては、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの考え方を積極的に導入する必要がある。その際、観光情報を必要とする誰もが実際に使いやすいかを十分に確認した上で、画一的な措置ではなく、個別に実施効果を検討のうえ対応を行うべきである。

#### (5) 案内標識の顕在化

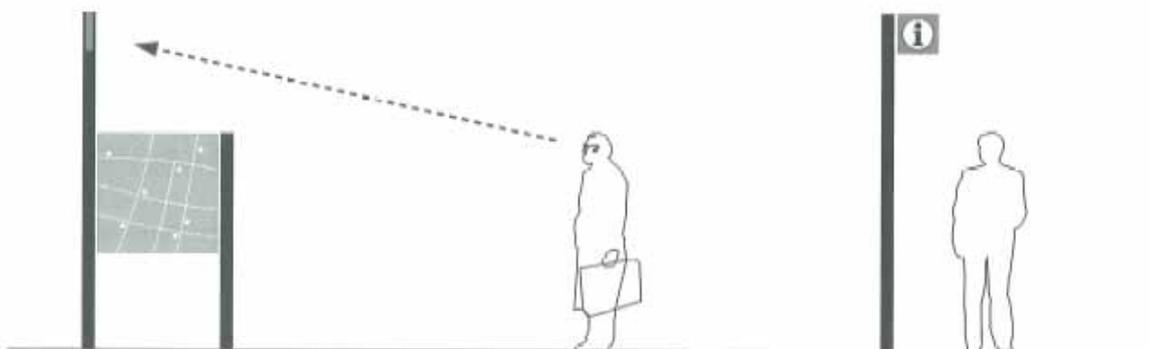
乱立する多数の標識等によって観光客が必要とする案内標識を見つけづらい地域では、様々な屋外広告物の規則や民間標識を含めた案内標識の集約化等により案内表紙を顕在化させる必要がある。さらに、情報コーナーを表すピクトグラムの掲出等も有効である。

図表 - 1 . 屋外広告物を規制・誘導する主な方法

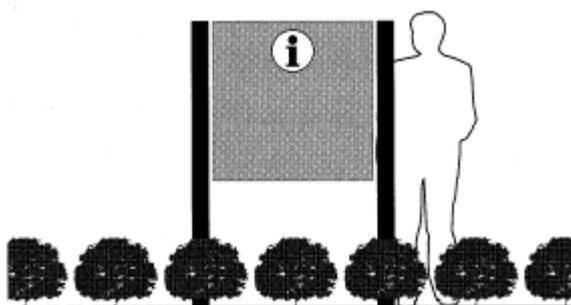
規制・誘導手法	根拠法令等
屋外広告物条例	屋外広告物法(第3条～第5条)
景観計画	景観法(第8条)
地区計画	都市計画法(第12条の4及び5)
建築協定	建築基準法(第69条～第77条)
特別地域	自然公園法(第13条)
まちづくり条例	地方自治法に基づく条例制定権(第14条)等
地権者による任意協定	なし

図表 - 2 . 情報コーナーを表すピクトグラム設置の基本的な考え方

- ・ 標識の板面と観光客の動線が平行の場合：板面と垂直に設置
- ・ 標識の板面と観光客の動線が平行の場合：板面と垂直に設置



- ・ 標識の背面側からの観光客の動線が考えられる場合：裏面に表示



**i** が、一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号のうち、情報コーナーを表すピクトグラムである。

## 2 . 案内標識の計画・設置と管理

### (1) 総合的なマネジメントの組織づくり

案内標識の整備においては、設置主体等の関係者と観光客等案内標識のユーザーが協働して協議会(地域のマネジメント組織)を組織し、計画(Plan)、実行(Do)、検証(Check)、是正措置(Action)からなるPDCA サイクル型のマネジメントを行い、地域全体の案内に関する基本方針や案内標識の整備方法、さらに、その実効性を担保するための自主的な規制・誘導等について、継続的に検討・調整することが必要である。また、その際、地図やガイドブック、ホームページ等他のメディアの整備方針についても同時に検討することが効果的である。

### (2) 計画・設置と管理

#### 1) 点検

案内標識の整備・維持・更新のために、課題や改善策を検討する場合、まず現状を点検することが必要である。

点検は、当該地域に不案内な第三者の協力を得つつ、観光客が利用する全ての案内標識について継続的に実施する。

なお、点検結果は、案内標識の台帳等のデータベースにより地域のマネジメント組織で共有することが望ましい。

図表 - 3 . 点検手順の例

主要観光資源など地域の観光能現状と、市町村や都道府県の観光振興の方針や取り組み状況等について整理する。

各設置主体の案内標識整備の現状や今後の取り組み予定等を調査する。

観光客が多く観光振興を図る上で重要な観光資源を選定し、駅等の交通拠点からのアクセスルートのうち誘導すべきものを定める(必要に応じて複数のルートや観光資源間の移動、帰路等についても検討する)。

調査ルートを実際に歩き、ルート上の案内標識、案内所等について点検を行って問題点を明確化する。点検は、目的地への誘導に影響を及ぼす既設案内標識・看板等について写真を撮影するとともに、気づいた点をメモすることにより行う。

調査結果を検討するため、「案内標識点検マップ」として、大きな地図の上に調査時に撮影した写真を貼り、現地調査の参加者がそれぞれの標識について現地調査時に気づいた問題点等を記入していく。作成した案内標識点検マップを元に議論し、改善方策を含め検討する。

## 2) 配置計画

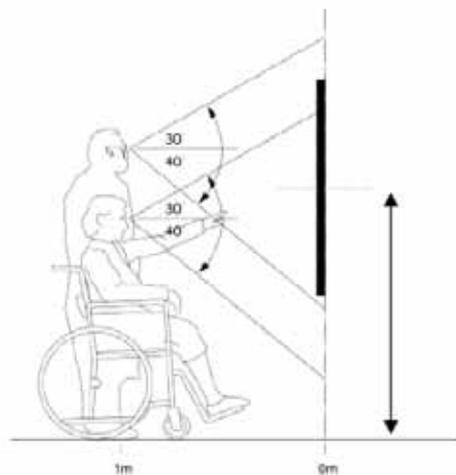
配置計画は、異なる設置主体が設置した案内標識について連続性の確保や重複の排除を行いつつ、観光客の行動起点や主要分岐点を中心に、過不足のない地域特性に応じた適切な配置となるように作成する。

## 3) 設置

設置にあたっては、安全性、見つけやすさ及びバリアフリー等に配慮し、視距離に応じて高さや大きさを決定する。

また、設置場所や表示の向きは、観光客の動線を考慮した上で、案内標識の存在が一見してわかること、通行の支障にならないこと、及び誤解されにくいこと等に留意して決定する。

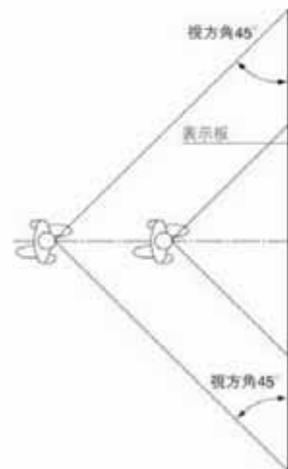
図表 - 4 . 近づいてみる標識の表示板の高さ(左図)及び幅(右図)の考え方



注 板面中心の高さは、立位の利用者と車いす使用者の視点の中間の高さとされている135cm程度と考えるのが適当である(※1)。情報量が多い地図などで、車いす利用者にとって地図上部の判読が困難であると想定される場合は125cm程度とすることが望ましい(※2)。

(※1)「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」による

(※2)「道路の移動円滑化整備ガイドライン」による



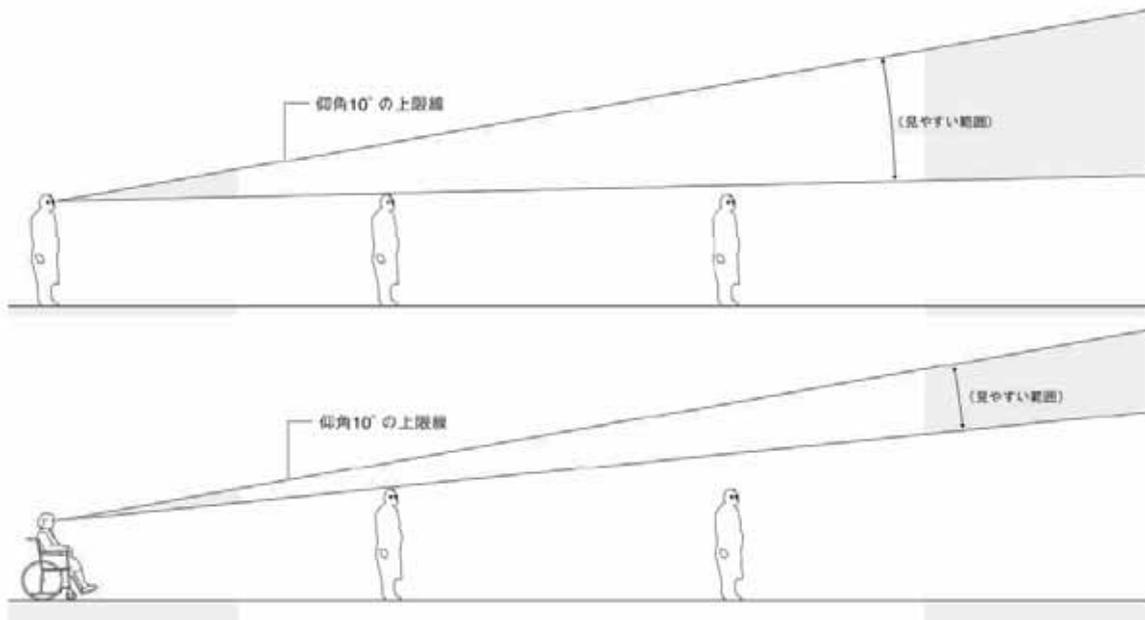
注 視方角(視軸と視対象のなす角度)が45°以下では表示内容の誤読率が増加して好ましくない(※3)。

(※3) 野呂彰勇編「図説エルゴノミクス」(1990 日本規格協会)による

「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」(2001、国土交通省)を参考に作成。

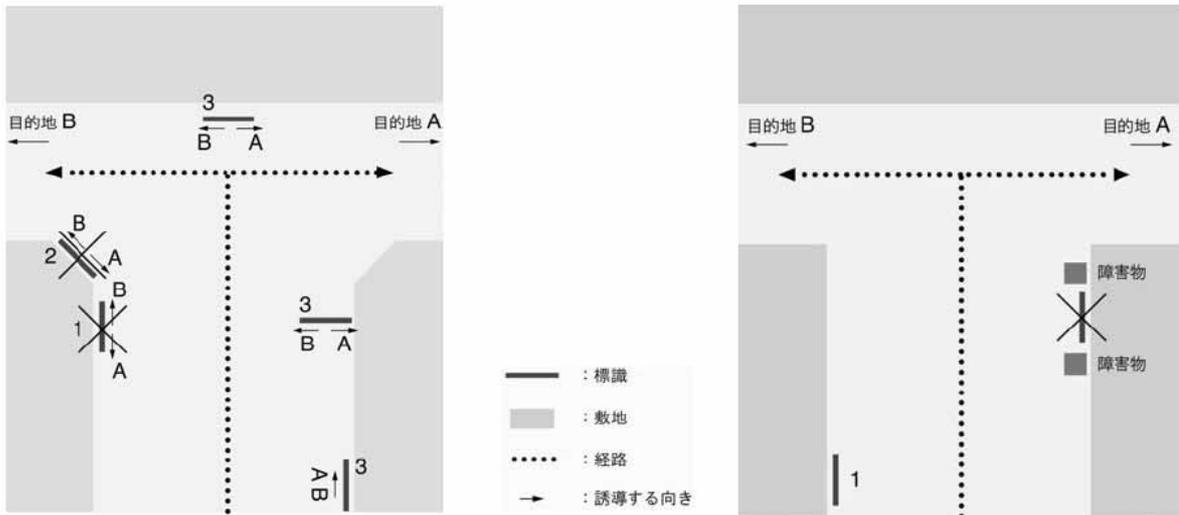
図中の通常視野は日本建築学会編「建築設計資料集成3集」(1980、丸善)による

図表 - 5 . 離れてみる標識の表示板の高さの考え方



図中の仰角は「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」(2001、国土交通省)による。

図表 - 6 . 設置位置の考え方(a)(b)



○交差部の設置位置 (a)

できるだけ3の位置に設置することが望ましい。1や2の位置においては、方向が混乱しやすいため、やむをえずこれらの位置に設置する場合は十分な配慮が必要である。

○交差部の設置位置 (b)

標識が見つけやすいように障害物の陰にならない1の位置に設置する。特に駅周辺等の人通りの多い場所では通行の支障とならないことを前提に、見つけやすい位置に設置することが必要である。

#### 4) 管理

管理にあたっては、定期的な点検を行う。さらに、良好な設置状態を維持するために汚損しにくい材質や形状を採用するとともに、情報が古くなることによる不適切な案内を防止するために容易に更新できる構造等を工夫する。

### 3. 案内標識の表示方法

#### (1) 表記方法

案内標識はユニバーサルデザインの観点から日本語、英語及びピクトグラムの種類による表記を基本とし、必要に応じて、多言語表示や音声案内等の活用を検討する。

##### 1) 各言語に関する表記方法

日本語の表記については、施設の名称等を正式名称、通称及び愛称等のどれを使用するのか、当該施設管理者の協力により明確化する。

英語(ローマ字)の併記を原則とし、適切なスペルや語法等を用いる。

また、英語圏以外の外国人観光客が多い観光地では、地域特性や観光客へのホスピタリティの観点から効果的に機能する場所を選定することや、必要性の高い情報のみを多言語とする等、表示が繁雑にならないことに留意しつつ、他言語表記を行うことが有効である。

なお、表記対象となる国・地域の人にとって理解できる表現を用いることが重要である。

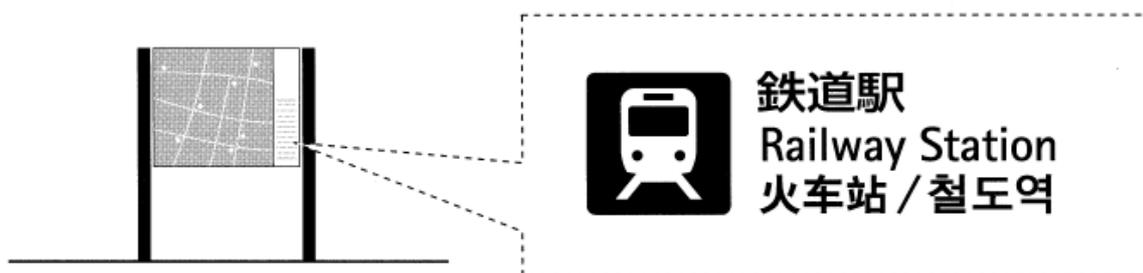
図表 - 7 . 日本語表記の基準例

表記の基準	表記の例
原則として国文法、現代かなづかいによる表記を行う。 ただし固有名詞においてはこの限りではない。	
正式名称の他に通称がある施設名は地域において統一した名称を使用する。	
表示面の繁雑化を防ぐために、明確に理解される範囲内で省略できる部分を省略する。	東京都立日比谷公園
アルファベットによる名称が慣用化されている場合は、それを用いても良い。	J R N T T
数字の表記は、原則として算用数字を用いる。ただし、固有名詞として用いる場合はこの限りではない。また、丁目のように地名として用いる場合は漢数字を使用する。	5月5日 第二別館 一番町二丁目
地名、歴史上の人目など読みにくい感じにはふりがなを付記する等の配慮を行う。	
紀年は西暦により表記する。必要に応じて日本年号を付記しても良い。	2005年 2005年(平成17年)

図表 - 8 . 英語(ローマ字)の表記の基準例

表記の基準	表記の例	
固有名詞はローマ字で、普通名詞部分は英語に直して表記する。	日比谷公園	Hibiya Park
日本語のローマ字表記についてはヘボン式を用いる。		
固有名詞のみによる英語表記にはローマ字つづりの後に ~ River、Lake ~ などの意味が伝わる英語を補足する。 ただし、Mt.Fuji のように上記のような表現方法でない方法が定着しているものについてはこの限りではない。	淀川 芦ノ湖 立山	YodogawaRiver Lake Ashinoko Mt.Tateyama
町名は切り離さずに一続きに表記する。 「丁目」はアラビア数字の表記のみとする。	霞ヶ丘二丁目	Kasumigaoka2
略語が慣用化されている場合は略語を用いることができる。	Station	Sta.
施設名は地域において統一した英語表記を使用する。		

図表 - 9 . 中国語・韓国語を併記した凡例部の表示例

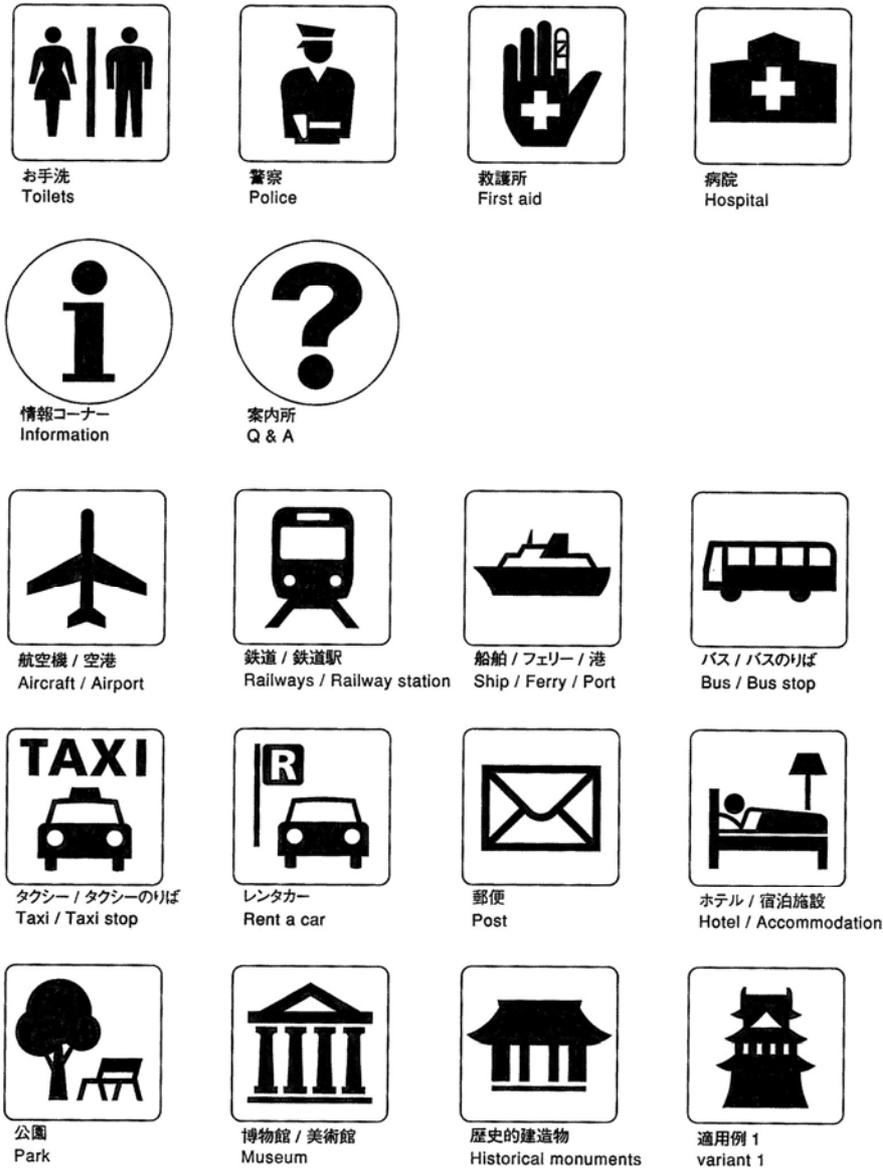


## 2) ピクトグラムの表記方法

ピクトグラムは、国際的に通用する情報伝達手段として積極的に活用する。

ピクトグラムの表記については、一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号またはオストメイトの図記号等、表人的に使用されている記号の使用を原則とする。

図表 - 10 . 標準案内用図記号として策定されたピクトグラムの例



図表 - 11 . 標準的に使用されている記号の例



注)「オストメイト(人工肛門・人口膀胱造設者)」の図記号は、「公共交通機関旅客施設の異動円滑化ガイドライン 平成 13 年 8 月」に掲載されているもので、一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号には含まれていません。

### 3) 図解標識の表記方法

図解標識は、徒歩圏を詳細に案内するものを中心に観光客の行動起点等に必要に応じて設置する。

図解標識の表記については、アイキャッチャー・マークの使用やインデックス化等の工夫により、見やすく分かりやすい表現に努める。

図表 - 12 . 図解標識の範囲・縮尺・向き考え方

下記を参考に状況に応じて適宜設定する。

徒歩圏を詳細に案内する地図

主地図	範囲	1km 四方程度
	縮尺	1/600 ~ 1/1,000 程度
	向き	標識に向かって前方を上

副地図	範囲	2km 四方程度
	縮尺	1/5,000 ~ 1/8,000 程度
	向き	標識に向かって前方を上

観光エリア全体の概略を案内する地図

範囲	行政区域に関係なく、特定の観光地として認識される範囲
向き	設置状況に応じて適宜

注) 両方の地図を並べて設置する場合は、設置箇所に応じて適切な向きに統一する。

図表 - 13 . 図解標識の表記方法例

地図内の情報が少ない場合又は地図のサイズが小さい場合  
特定の情報を強調するため、ピクトグラムやアイキャッチャー・マーク( / )を他の情報とは異なる色彩により表示し、文字を大きくするなどの工夫が必要である。



地図内の情報が多い場合又は地図のサイズが大きい場合  
特定の情報を見つけやすくするため、主要施設等をインデックス化し、記号で地図との対象関係を明示するなどの工夫が必要である。



## (2) レイアウト

### 1) スケール

文字やピクトグラムのスケールについては、視認性を考慮して高齢者や弱視者にも判読しやすいよう、できるだけ大きいスケールで設定し、設定された文字のスケールをもとに、案内標識の形状、掲載する情報内容や量を調整する。

なお、英語は日本語の4分の3程度、ピクトグラムは英語の3倍以上の大きさが標準である。

図表 - 14 . 案内標識の標準的な文字のスケール

視距離	和文文字高	英文文字高
30m の場合	120mm 以上	90mm 以上
20m の場合	80mm 以上	60mm 以上
10m の場合	40mm 以上	30mm 以上
4～5m の場合	20mm 以上	15mm 以上
1～2m の場合	9mm 以上	7mm 以上

資料：「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」による

図表 - 15 . 地図内の標準的な文字やピクトグラムのスケール

	ピクトグラム	和文	英文
凡例部表示	24.0mm	10.5mm	8.0mm
特大サイズ	-	18.0mm	14.0mm
大サイズ	21.0mm	9.0mm	7.0mm
中サイズ	16.5mm	7.0mm	5.5mm
小サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm

資料：「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」による

### 2) 色彩

案内標識の色彩については、図と地のコントラストを強くするなど視認性を高めるとともに、高齢者や弱視者、色覚障害者に配慮して、「青と黒」、「黄と白」及び「赤と緑」等の見づらい色の組み合わせを用いない。

また、現在地表示は最も重要性が高いため、赤で表示することを原則とする。なお、水面は青系にするなど、地勢や土地利用状況等にふさわしい違和感のない色彩とすることが望ましい。

## 第3章 主に観光客を対象とする案内標識に関して留意すべき事項

この章では、統一した指針が存在しない地方公共団体や民間事業者等が設置する主に観光客を対象とする案内標識について、第2章の内容に加え観光の観点から特に留意すべき事項を示す。

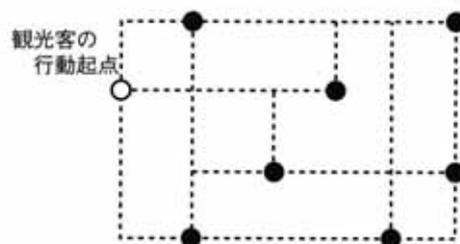
### 1. 観光客の誘導形態に応じた案内標識の配置

各観光地における観光客の誘導形態に応じて、案内標識の配置を計画することが望ましい。

図表 - 1 . 観光客の誘導形態の例

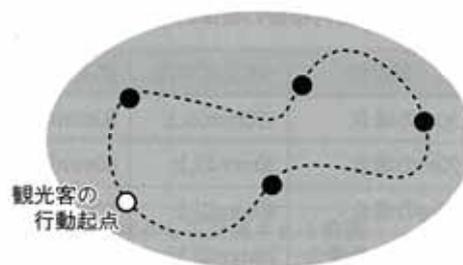
**自由アクセス型**  
観光資源が複数点在しており、観光客が自由にアクセスを行えるよう誘導。

案内標識配置の考え方：  
主要分岐点を中心に配置し、図解標識を活用して投網的に情報の提供を行う。



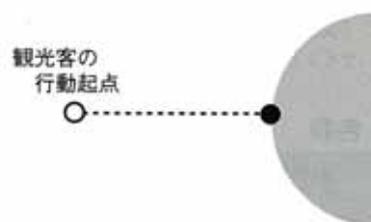
**ルート設定型**  
観光客をあらかじめ設定された観光ルートに誘導。

案内標識配置の考え方：  
観光ルートに沿って指示標識を配置し、主要な分岐点などで図解標識による補足を行う。



**直接アクセス型**  
一定の面的エリア又は単一の施設に観光客を誘導。

案内標識配置の考え方：  
観光客の行動起点における図解標識とルート上の指示標識により目的地へ誘導する。



## 2 . 情報掲載基準の作成

案内標識により提供する観光情報は、視認性を確保する観点から、通常の利用方法で認識できる適切な量とすることが必要である。

そのため、案内標識の情報掲載基準は、観光客の利便性を優先させ、官民間わず、来訪者が多い観光資源等の情報を重視し、地域のマネジメント組織を活用して作成することが望ましい。

## 3 . 観光情報としての識別性の確保

主に観光客を対象とする案内標識の色彩や形状は、景観に配慮しつつ、表示面の色彩を地域で統一する等、観光情報としての識別性を高めることが望ましい。

なお、標識のデザイン等に過度な個性を表現することは望ましくない。

### 標準案内用図記号ガイドラインについて

#### 1．策定の目的

不特定多数の人が出入りする交通施設、観光施設、スポーツ施設、商業施設等に使用される案内用図記号は、一見してその表現内容を理解できることから、文字表示に比べて優れた情報提供手段です。しかしながら、国内的にも国際的にも標準化が遅れています。国内的には未だ日本工業標準(JIS)化がなされず施設ごとにバラバラにしようされているのが現状です。国際的にも国際標準化機構(ISO)によってわずか 57 項目が標準化されているに過ぎません。

一方で、社会の変化により利用者のニーズが多様化し、またバリアフリーの観点からもこうした図記号の一層の充実、統一化の必要性が高まっています。

本ガイドラインは、こうした状況を受けて、交通施設、観光施設、スポーツ施設、商業施設等の国内諸施設に使用される案内用図記号の標準となるものを示すことを目的として策定されました。

#### 2．策定の経緯

本ガイドラインは、国土交通省の関係公益法人である交通エコロジー・モビリティ財団が日本財団の助成を得て設置した「一般案内用図記号検討委員会(以下「検討委員会」という。)」における検討を経て策定されました。検討委員会は「表 - 1」に示すとおり、国土交通省、経済産業省、文部科学省、警察庁、消防庁をはじめとする行政機関、交通事業者、観光・流通事業者団体、消費者団体、障害者団体、学識経験者、デザイナー等の参加を得て 1999 年 4 月に設置され、案内用図記号の標準化に向けて約 2 年間検討を行いました。

はじめの 1 年間は、一般案内用図記号の国内外事例の収集、カテゴリーの分類、表示事項の選択、図材の選定等の作業を行い、続いて、体系的に新しく造形をし直し、2000 年 6 月に 128 項目の原案を策定しました。その後、ISO 及び JIS の調査方法を準拠した理解度及び視認性調査により原案の適性度を評価し、2001 年 3 月 1 日の委員会において、原案のうち 125 項目を「標準案内用図記号」として決定いたしました。[表 - 2 参照]

なお、検討委員会は、128 項目の原案を 2000 年 10 月 25 日に東京で開催された ISO 図記号専門委員会に「日本案の検討状況と中間成果」として報告しています。また 2001 年 4 月からは、本ガイドラインの JIS 化に向けて、(財)日本規格協会において「案内用図記号 JIS 化検討委員会(仮称)」を設けて検討を行っていくことになっております。

#### 3．図記号の造形者

本ガイドラインの図記号は、検討委員会ワーキンググループの図材選定と監修のもとに[社団法人日本サインデザイン協会(SDA)+中川憲造/NDC グラフィックス]が造形しました。ただし、既存のもの等をそのまま表示している 印のある図記号は除きます。

#### 4．本図記号のご利用にあたって

本ガイドラインに掲載されている図記号は、誰でも自由に使用することができます。ただし、これらの図記号を商標又は意匠として登録等を行うと、第三者の権利を侵害する可能性があります。ご不明な点等ありましたら下記までお問い合わせ下さい。

## 5. 使用上の注意

- 1) 本ガイドラインでは、図記号の使用について次の推奨度区分を定めています。使用にあたっては、これを遵守してください。
  - ・推奨度 A：安全性及び緊急性に関わるもの、多数のユーザーにとって重要なもの及び移動規制者へのサービスに関わるものです。これらについては、図形を変更しないで用いることを強く要請します。
  - ・推奨度 B：多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念及び図形を統一することによって利便性が高まると期待されるものです。これらについては、図形を変更しないで用いることを推奨します。
  - ・推奨度 C：多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念を統一することが必要なものです。これらについては、基本的な概念を変えない範囲で適宜図形を変更して用いることができます。
- 2) [注1] この表記がある図記号は、文字による補助表示が必要です。図記号単独での使用は避けてください。その際の文字表示は、各図記号に併記してある名称を参考にしてください。
- 3) [注2] この表記がある図記号は、図記号中の通過記号を必要に応じて他の通貨記号に変更することができます。
- 4) 本ガイドラインの図記号は、視距離 1 m で表示する場合の最小寸法を 35mm 角、手にとって見ることのできる地図類に用いる場合の最小寸法を 8mm 角とする条件で設計されています。これより小さくして使用することは避けてください。
- 5) 本ガイドラインの図記号は、正方形・円形・三角形が同じ大きさに見えるように、寸法を調整してあります。これらの三種の外形を持つ図記号を混用して拡大・縮小する際は、この点にご留意ください。(図 2)
- 6) 赤、青、黄、緑が使用されている図記号の色彩は、[ JIS Z 9101-1995 安全色及び安全標識 ] に依っています。使用の際は、次のマンセル値を参照してください(図 3)。

(図 1)



(実寸)

(図 2)



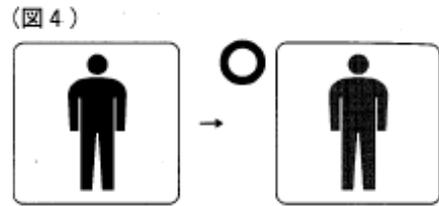
(図 3)



- ・安全色 赤：7.5R 4 15  
青：2.5P B 3.5 10  
黄：2.5Y 8 14  
緑：10G 4 10
- ・対比色 白：N9.5 黒：N1

資料13 標準案内用図記号ガイドライン (抄)

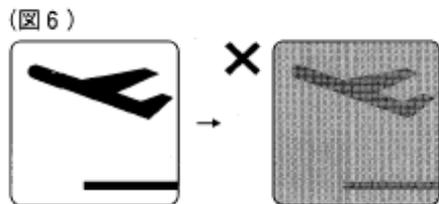
7) 白地に黒色で表現されている図記号は、前記の赤、青、黄、緑の安全色を除く、他の色彩に変更することができます(図4)。また、図と地の関係を反転することができます。(図5)



8) 色彩あるいは明度を調整して使用する場合は、見やすさに配慮し、図と地色とのコントラストが十分明確になるようにしてください。明度差は少なくとも5以上になるようにしてください(図6)。



9) 図記号によっては、誘導方向や設置環境に応じて左右を反転することができます。(図7)にその例を示します。



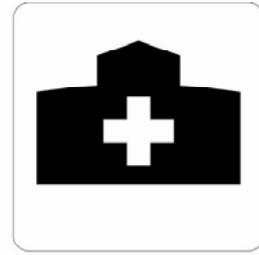
推奨度  
A



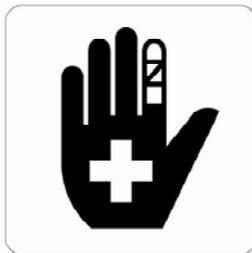
案内所  
Question & answer



情報コーナー  
Information



病院  
Hospital



救護所  
First aid



警察  
Police



お手洗  
Toilets



男子  
Men



女子  
Women



身障者用設備  
Accessible facility

※



車椅子スロープ  
Accessible slope



飲料水  
Drinking water

1 公共・一般施設 Public Facilities

推奨度  
A



喫煙所  
Smoking area

(備考)  
火災予防条例で下記の図記号の使用が規定されている場所には、下記の図記号を使用する必要がある。



※

推奨度  
B



チェックイン / 受付  
Check in / Reception



忘れ物取扱所  
Lost and found



ホテル / 宿泊施設  
Hotel / Accommodation



きっぷうりば / 精算所  
Tickets / Fare adjustment



手荷物一時預かり所  
Baggage storage



コインロッカー  
Coin lockers



休憩所 / 待合室  
Lounge / Waiting room



ミーティングポイント  
Meeting point



銀行・両替  
Bank, money exchange  
[注2] (通貨記号差し替え可)

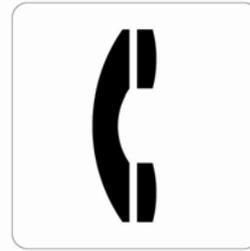
推奨度  
B



キャッシュサービス  
Cash service  
〔注2〕（通貨記号差し替え可）



郵便  
Post



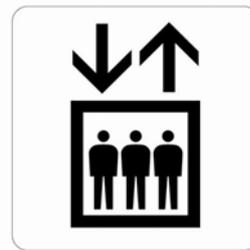
電話  
Telephone



ファックス  
Fax



カート  
Cart



エレベーター  
Elevator



エスカレーター  
Escalator



階段  
Stairs



乳幼児用設備  
Nursery



クローク  
Cloakroom



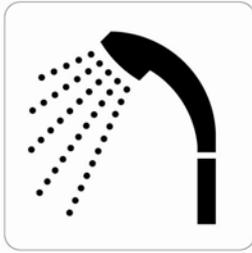
更衣室  
Dressing room



更衣室（女子）  
Dressing room (women)

**1** 公共・一般施設 Public Facilities

推奨度  
B



シャワー  
Shower



浴室  
Bath



水飲み場  
Water fountain



くず入れ  
Trash box



リサイクル品回収施設  
Collection facility for  
the recycling products

**2** 交通施設 Transport Facilities

17 項目

推奨度  
B



航空機 / 空港  
Aircraft / Airport



鉄道 / 鉄道駅  
Railway / Railway station



船舶 / フェリー / 港  
Ship / Ferry / Port



ヘリコプター / ヘリポート  
Helicopter / Heliport



バス / バスのりば  
Bus / Bus stop



タクシー / タクシーのりば  
Taxi / Taxi stop

## 2 交通施設 Transport Facilities

推奨度  
B



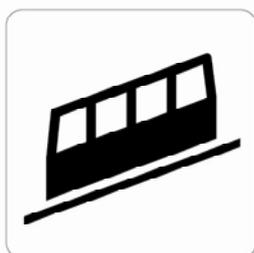
レンタカー  
Rent a car



自転車  
Bicycle



ロープウェイ  
Cable car



ケーブル鉄道  
Cable railway



駐車場  
Parking



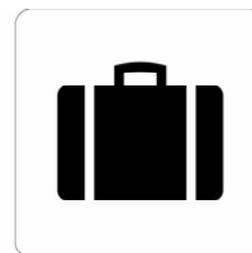
出発  
Departures



到着  
Arrivals



乗り継ぎ  
Connecting flights



手荷物受取所  
Baggage claim



税関 / 荷物検査  
Customs / Baggage check



出国手続 / 入国手続 / 検疫 / 書類審査  
Immigration / Quarantine / Inspection

推奨度  
B



レストラン  
Restaurant



喫茶・軽食  
Coffee shop



バー  
Bar



ガソリンスタンド  
Gasoline station



会計  
Cashier  
【注2】（通貨記号差し替え可）

推奨度  
C



店舗 / 売店  
Shop



新聞・雑誌  
Newspapers, magazines



薬局  
Pharmacy



理容 / 美容  
Barber / Beauty salon



手荷物託配  
Baggage delivery service

推奨度  
B



展望地 / 景勝地  
View point



陸上競技場  
Athletic stadium



サッカー競技場  
Football stadium



野球場  
Baseball stadium



テニスコート  
Tennis court



海水浴場 / プール  
Swimming place



スキー場  
Ski ground



キャンプ場  
Camp site



温泉  
Hot spring

推奨度  
C



公園  
Park



博物館 / 美術館  
Museum

4 観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities

推奨度  
C



歴史的建造物  
Historical monument

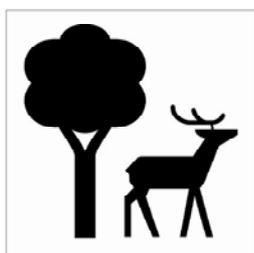


応用例 1  
variant 1



応用例 2  
variant 2

参考



自然保護 ※  
Nature reserve



スポーツ活動 ※  
Sporting activities



スカッシュコート ※  
Squash court



Tバーリフト ※  
T bar lift



腰掛け式リフト ※  
Chairlift

5 安全 Safety

5 項目

推奨度  
C



消火器  
Fire extinguisher



非常電話  
Emergency telephone



非常ボタン  
Emergency call button

**5** 安全 Safety

推奨度  
A



非常口  
Emergency exit

※



広域避難場所  
Safety evacuation area

※

**6** 禁止 Prohibition

20 項目

推奨度  
A



一般禁止  
General prohibition

※



禁煙  
No smoking



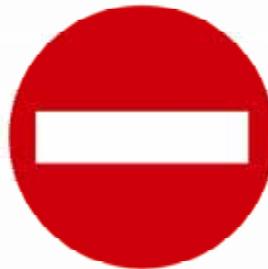
※

(備考)  
火災予防条例で下記の図記号の使用が規定されている場所には、下記の図記号を使用する必要がある。



火気厳禁  
No open flame

※



進入禁止  
No entry



駐車禁止  
No parking



自転車乗り入れ禁止  
No bicycles



立入禁止  
No admittance



走るな / かけ込み禁止  
Do not rush

6 禁止 Prohibition

推奨度  
A



さわるな  
Do not touch



捨てるな  
Do not throw rubbish



飲めない  
Not drinking water



携帯電話使用禁止  
Do not use mobile phones



電子機器使用禁止  
Do not use electronic devices



撮影禁止  
Do not take photographs



フラッシュ撮影禁止  
Do not take flash photographs

推奨度  
B



ベビーカー使用禁止  
Do not use prams



遊泳禁止  
No swimming



キャンプ禁止  
No camping

6 禁止 Prohibition

推奨度  
C



飲食禁止  
Do not eat or drink here



ペット持ち込み禁止  
No uncaged animals

7 注意 Warning

8 項目

推奨度  
A



一般注意 ※  
General caution



障害物注意  
Caution, obstacles  
[注1] (文字による補助表示が必要)



上り段差注意  
Caution, uneven access / up



下り段差注意  
Caution, uneven access / down



滑面注意  
Caution, slippery surface



転落注意  
Caution, drop  
[注1] (文字による補助表示が必要)



天井に注意  
Caution, overhead



感電注意  
Caution, electricity

推奨度  
A



一般指示 ※  
General mandatory



静かに  
Quiet please



左側にお立ちください  
Please stand on the left  
[注1] (文字による補助表示が必要)



応用例 (右側にお立ちください)  
variant (Please stand on the right)  
[注1] (文字による補助表示が必要)

推奨度  
B



二列並び  
Line up in twos  
[注1] (文字による補助表示が必要)



応用例 1 (一列並び)  
variant 1 (Line up single file)  
[注1] (文字による補助表示が必要)



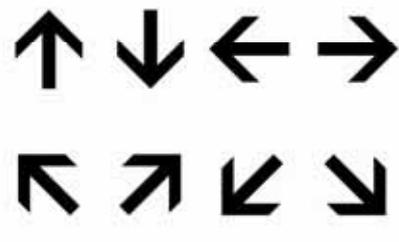
応用例 2 (三列並び)  
variant 2 (Line up in threes)  
[注1] (文字による補助表示が必要)



応用例 3 (四列並び)  
variant 3 (Line up in fours)  
[注1] (文字による補助表示が必要)



矢印 ※  
Directional arrow



応用例  
variants

8 指示 Mandatory

参考



安全バーを閉める ※  
Close safety bar



安全バーを開ける ※  
Open safety bar



徒歩客は降りる ※  
Get off



スキーの先を上げる ※  
Raise ski tips



スキーヤーは降りる ※  
Skiers have to get off

## 第 2 章 誘導案内設備に関するガイドライン

### 視覚表示設備

#### 1. サインシステム

##### (1) 基本事項

###### 1) サインの種別

サインは、誘導・位置・案内・規則の 4 種のサイン留意を動線に沿って適所に配置して、移動する利用者への情報提供を行う。

- ・誘導サイン類：施設等の方向を指示するのに必要なサイン
- ・位置サイン類：施設等の位置を告知するのに必要なサイン
- ・案内サイン類：乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサイン
- ・規則サイン類：利用者の行動を規制するのに必要なサイン

###### 2) 表示方法

出入口名、改札口名、行先、旅客施設名など主要な用語には、英語を併記する。

地域ごとの来訪者事情により、日本語、英語以外の言語を併記することがなお望ましい。

英語を併記する場合、英訳できない固有名詞にはヘボン式ローマ字つづりを使用する。

固有名詞のみによる英文表示には、ローマ字つづりの後に ~Bridge や ~River など、意味が伝わる英語を補足することがなお望ましい。

書体は、視認性の優れた角ゴシック体とすることがなお望ましい。

文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択する。

弱視者に配慮して、大きな文字を用いたサインを視点の高さに掲出することがなお望ましい。

安全色に関する色彩は、別表 2 - 1(略)による。出口に関する表示は、この JIS 規格により黄色とする。

高齢者に多い白内障に配慮して、青と黒、黄と白の色彩組み合わせは用いない。

サインの図色と地色の明度の差を大きくすること等により容易に識別できるものとするのが望ましい。

サインは、必要な輝度が得られる器具とすることがなお望ましい。さらに、近くから視認するサインは、まぶしさを感じにくい器具とすることがなお望ましい。

ピクトグラムは、一般案内用図記号検討委員会が策定した別表 2 - 2(略)の標準案内用図記号を活用する。

##### (2) 誘導サイン・位置サイン

###### 1) 表示する情報内容

誘導サイン類に表示する情報内容は、別表 2-3 のうち必要なものとする。

誘導サイン類に表示する情報内容が多い場合、経路を構成する主要な空間部位と、移動円滑化のための主要な設備を優先的に表示する。

移動距離が長い場合、目的地までの距離を併記することがなお望ましい。

位置サイン類に表示する内容は、別表 2-4 のうち移動円滑化のための主要な設備のほか必要なものとする。

位置サイン類に表示する情報内容が多い場合、前述の設備のほか経路を構成する主要な空間部位を優先的に表示する。

## 2) 表示面と器具のデザイン

誘導サイン類及び位置サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることが望ましい。

## 3) 表示面の向きと掲出高さ

誘導サイン類及び位置サイン類の表示面は、動線と対面する向きに掲出する。

誘導サイン類及び位置サイン類の掲出高さは、視認位置からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車いす使用者でも混雑時に前方の歩行者に遮られにくい高さとする。

動線と対面する向きのサイン2台を間近に掲出する場合、手前のサインで奥のサインを遮らないように、2台を十分離して設置することがなお望ましい。

## 4) 配置位置と配置間隔

経路を明示する主要な誘導サインは、出入口と乗降場間の随所に掲出するサインシステム全体のなかで、必要な情報が連続的に得られるように配置する。

個別の誘導サインは、出入口と乗降場間の動線の分岐点、階段の上り口、階段の下り口及び動線の曲がり角に配置する。

長い通路等では、動線に分岐がない場合であっても、誘導サインは繰り返し配置することがなお望ましい。

個別の位置サインは、位置を告知しようとする施設の間近に配置する。

## (3) 案内サイン

### 1) 表示する情報内容

構内案内図に表示する情報内容は、別表 2-5 のうち移動円滑化のための主要な設備のほか必要なものとする。

構内案内図には移動円滑化された経路を明示する。

旅客施設周辺案内図を設ける場合、表示する情報内容は、別表 2-6 のうち必要なものとする。

ネットワーク運行・運航のある交通機関においては、改札口等に路線網図を表示することがなお望ましい。

### 2) 表示面と器具のデザイン

案内サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることがなお望ましい。

構内案内図や、表示範囲が徒歩圏程度の旅客施設周辺案内図の図の向きは、掲出する空間上の左右方向と、図上及び左右方向を合わせて表示することが望ましい。

表示範囲が広域な旅客施設周辺案内図の図の向きは、地理学式に北を上にして表示することが望ましい。

### 3) 表示面の向きと掲出高さ

案内サイン類の表示面は、利用者の円滑な移動を妨げないよう配慮しつつ、動線と対面する向きに掲出することがなお望ましい。

空間上の制約から動線と平行な向きに掲出する場合は、延長方向から視認できる箇所に、その位置に案内サイン類があることを示す位置サインを掲出することがなお望ましい。

構内案内図、旅客施設周辺案内図、時刻表などの掲出高さは、歩行者及び車いす使用者が共通して見やすい高さとする。

運賃表を券売機上部に掲出する場合においても、その掲出高さは、券売機前に並ぶ利用者に遮られないように配慮しつつ、車いす使用者の見上げ角度が小さくなるように、極力低

い高さとする。この場合、照明の映り込みが起きないように配慮する。

券売機上部に掲出する運賃表の幅寸法は、利用者が券売機の近くから斜め横向きでも判読できる範囲内とする。

#### 4) 配置位置と配置間隔

構内案内図は、出入口付近や改札口付近からそれぞれ視認できる、利用者の円滑な移動を妨げない位置に配置する。

乗り換え経路又は乗り換え口を表示する構内案内図は、当該経路が他の経路と分岐する位置にも配置することがなお望ましい。

旅客施設周辺案内図を設ける場合、改札口など出入口に向かう動線が分岐する箇所に設置することがなお望ましい。

大規模な旅客施設では、構内案内図などを繰り返し配置することがなお望ましい。

別表 2 - 3 : 誘導サイン類に表示する情報内容

情報内容	情報内容例
経路を構成する主要な空間部位	出入口、改札口、乗降場、乗り換え口
移動円滑化のための主要な設備	エレベーター、便所、乗車券販売所
情報提供のための設備	案内所
アクセス交通施設	鉄軌道駅、バスのりば、旅客船ターミナル、駐車場 航空旅客ターミナル、タクシーのりば、レンタカー
隣接商業施設	大型商標ビル、百貨店、地下街

別表 2 - 4 : 位置サイン類に表示する情報内容

情報内容	情報内容例
経路を構成する主要な空間部位	出入口、改札口、乗降場、乗り換え口
移動円滑化のための主要な設備	エレベーター、エスカレーター、傾斜路、便所、乗車券等販売所
情報提供のための設備	案内所、情報コーナー
救護救援のための設備	救護所、忘れもの取扱所
旅客利便のための設備	両替所、コインロッカー、公衆電話
施設管理のための設備	事務室

別表 2 - 5 : 構内案内図に表示する情報内容

情報内容	情報内容例
経路を構成する主要な空間部位	出入口、改札口、乗降場、その間の経路、階段、乗り換え経路 乗り換え口、移動円滑化された経路
移動円滑化のための主要な設備	エレベーター、エスカレーター、傾斜路、便所、乗車券等販売所
情報提供のための設備	案内所、情報コーナー
救護救援のための設備	救護所、忘れもの取扱所
旅客利便のための設備	両替所、コインロッカー、公衆電話
施設管理のための設備	事務室
アクセス交通施設	鉄軌道駅、バスのりば、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル タクシーのりば、レンタカー、駐車場
隣接商業施設	大型商業ビル、百貨店、地下街

別表 2 - 6 : 旅客施設周辺案内図に表示する情報内容

情報内容		情報内容例
街区・道路・地点	地勢等	山、湾、島、半島、河川、湖、池、堀、港、埠頭、運河、栈橋
	街区等	市、区、町、街区
	道路	高速道路、国道、都道府県道、有名な通称名のある道路
	地点	インターチェンジ、有名な交差点、有名な橋
	交通施設	鉄軌道路線、鉄軌道駅、バスのりば、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、駐車場
	旅客施設周辺の移動円滑設備	公衆便所、エレベーター、エスカレーター、傾斜路
	情報拠点	案内所
観光・ショッピング施設	観光名所	景勝地、旧跡、歴史的建造物、大規模公園、全国的な有名地
	大規模集客施設	大規模モール、国際展示場、国際会議場、テーマパーク、大規模遊園地、大規模動物園
	ショッピング施設	大型商業ビル、地下街、百貨店、有名店舗、卸売市場
文化・生活施設	文化施設	博物館・美術館、劇場・ホール・公会堂・会議場、公立図書館
	スポーツ施設	大規模競技場、体育館、武道館、総合スポーツ施設
	宿泊集会施設	ホテル・結婚式場・葬斎場
	行政施設	中央官庁又はその出先機関、都道府県庁、市役所、区役所、警察署、消防署、裁判所、税務署、法務局、郵便局、運転免許試験所、職業安定所、大使館、領事館
	医療福祉施設	公立病院、総合病院、大学病院、保健所、福祉事務所、大規模な福祉施設
	産業施設	放送局、新聞社、大規模な工場、大規模な事務所ビル
	教育研究施設	大学、高等学校、中学校、小学校、大規模なその他の学校、大規模な研究所

目次より抜粋

## 部 サインシステム整備の基本的事項

### 1. サインシステム整備の必要性

- 1 - 1 なぜサインシステムを必要とするのか
- 1 - 2 サインシステムとは
- 1 - 3 サインシステムの整備課題

### 2. コードプランニングの要点

- 2 - 1 表現コードの基本要素
- 2 - 2 誘導サイン・位置サインのコードプランニング
- 2 - 3 案内サインのコードプランニング

### 3. グラフィックデザインの要点

- 3 - 1 サイン表示の基本要素
- 3 - 2 誘導サイン・位置サインのグラフィックデザイン
- 3 - 3 案内サインのグラフィックデザイン

### 4. 配置計画の要点

- 4 - 1 遠くから視認するサインの配置方法
- 4 - 2 近くから視認するサインの配置方法
- 4 - 3 可変式情報表示装置の配置方法

## 部 サインシステム整備のモデルデザイン

### 1. 高架駅のモデルデザイン

- 1 - 1 モデルデザインの前提条件
- 1 - 2 コードプランニング
- 1 - 3 動線分析と配置計画
- 1 - 4 サインシステムの提出姿図
- 1 - 5 アイテム・リスト

### 2. 地下駅のモデルデザイン

- 2 - 1 コードプランニング
- 2 - 2 動線分析と配置計画
- 2 - 3 サインシステムの提出姿図
- 2 - 4 アイテム・リスト

### 3. ターミナル駅のモデルデザイン

- 3 - 1 モデルデザインの前提条件
- 3 - 2 コードプランニング
- 3 - 3 動線分析と配置計画
- 3 - 4 サインシステムの提出姿図
- 3 - 5 アイテム・リスト

## 9 . 道路の移動円滑化整備ガイドライン（抄）

（平成 15 年 1 月

監修 / 国土交通省 道路局企画課

編集・発行 / 財団法人 国土技術研究センター）

### 第 7 章 案内標識

#### 1 . 案内標識

##### (1) 概説

高齢者や身体障害者等が迷うことなく目的地に到達できるよう、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和 35 年総理府令、建設省令 3 号)(以下「標識令」という。)等に基づき、分岐点や交通結節点等の主要地点において道路標識を設置し、目的地又は中継地となる旅客施設や官公庁施設、福祉施設等の位置や方向等の情報提供を的確に行うこととする。また、エレベーター等も移動を支援する施設や高齢者、身体障害者等の使用を配慮した便所、駐車場等の施設(以下「バリアフリー施設」という。)等の位置や方向等の案内もあわせて行うものとする。

また、「著名地点」を表示する案内標識には、必要がある場合に、現在位置、当該案内標識に示す著名地及び表示する必要がある立体横断歩道等のバリアフリー施設の位置等を表示する地図を附置するものとする。

#### 2 . 道路案内標識

##### (1) 情報内容

###### 1) 著名地点を表示する案内標識

著名地点を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、日本字の左又は右に車いすを使用している者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な通行に適する道路を経由する旨を表す記号を表示するものとする。

###### 2) 歩行者用案内標識

歩行者用案内標識として、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、乗合自動車停留所、路面電車停留場及び便所を表示する案内標識を設置するものとする。

上記標識には、施設に応じて以下に示す内容を表示するものとする。

エレベーター、エスカレーター、傾斜路、乗合自動車停留所、路面電車停留場及び便所を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、当該施設の設置場所までの距離。

エスカレーターを表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、昇降方向を表す矢印。

乗合自動車停留所及び路面電車停留場を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、当該停車所の名称

駐車場、エレベーター、傾斜路及び便所を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適する施設である旨を表す記号(国際シンボルマーク)

##### (2) 設置計画

標識の設置は、標識令によるもののほか、既に設置してある道路標識等との整合を図るとともに、この機会に既存標識の点検・見直しを行い、周辺の景観にも十分配慮しつつ、必要に応じ

て標識板の共架、設置場所の統合・改善・新標識への切り替え等を積極的に行って、安全かつ円滑な道路交通を確保するものとする。

### 3.地図

#### (1) 地図情報提供の基本的な考え方

地図の表示は、より見やすく、わかりやすくするため、シンプルで、道路網が把握しやすいものとする必要があるため、下記の考え方に配慮したものとする。

よく見えること(コントラストが明確)

表示された情報が、誰にでも見やすいよう配慮する。

理解しやすいこと

必要な情報が探しやすいよう配慮する。

役に立つこと

必要としている情報が表示されており、目的施設や目標地点への経路が把握できるよう配慮する。

#### (2) 情報内容

情報内容については、道路、歩道、交差点名等の一般的情報だけでなく、エレベーター等のバリアフリー施設や移動円滑化された経路情報も提供するものとする。

##### 1) 一般的情報

- ・地図に記載する情報は、地形・地盤・道路・歩道・立体横断施設並びに歩行経路目標となる信号機、交差点名、番地の情報等を記載することが望ましい。
- ・地図を設置する 114-B 標識で案内されている施設は、地図に表示するものとする。当該施設が、地図の表示範囲外の場合は、至「 」表記を行うことが望ましい。

##### 2) バリアフリー施設・経路情報

- ・エレベーター、エスカレーター等の移動円滑化施設、バリアフリー経路を表示する。
- ・バリアフリー経路は朱赤系の点線で表示する。
- ・バリアフリー経路は、以下の経路とすることが望ましい。  
多様な障害をもった人々が概ね移動できるルートのうち、現在地から  
相当数の人が訪れる主要施設へのルート  
高齢者や障害者が比較的多く利用する施設へのルート
- ・バリアフリー経路で案内する施設が地図の表示範囲外の場合は、至「 」表を行うことが望ましい。
- ・階段等のバリア情報もあわせて表示することが望ましい。

#### (3) 設置計画

掲示高さ

- ・掲示高さは、歩行者及び車いす使用者が共通して見やすい高さとする。

設置位置

- ・地図は歩行車動線の起点となるターミナル機能を持つ鉄道駅及び歩行者動線の分岐点となる主要交差点に設置し目標地までの経路の案内を行う。このため、設置計画は、既設の標識や案内板等を勘案し次の2つの項目に留意して設置することが必要。

##### (a) 歩行動線の起点案内

駅を降りた人や、駅周辺に集まる人に、歩行動線の起点で目的地の方面・方向、経路を案内するために駅前に設置する。

(b)歩行動線の分岐点の案内

目的地の方面・方向、経路を案内するために、歩行動線が分岐する箇所に設置する。

(4) 様式・デザイン

1) デザイン

・地図は、シンプルなデザインとし、複数設置する場合は、統一的なデザインとすることが望ましい。

2) 文字の書体・サイズ

・文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択するものとする。

・書体は、視認性の優れた角ゴシック体とすることがなお望ましい。

3) ローマ字・英語表記

・主要な名称には、ローマ字又は英語を併記するものとする。

・ローマ字を併記する場合、固有名詞はヘボン式ローマ字を、普通名詞は英語を表記するものとする。

・ローマ字のサイズは、和文文字と同程度に判読できるサイズとするものとする。

4) 色彩

・バリアフリー施設・経路に関わる表示は、見やすく容易に識別できるものとする。

・地図の図色と地色の明度の差を十分大きくすること等により容易に識別できるものとするが望ましい。

・白内障患者にとって極めて識別が困難である「青と黒」「黄と白」等の組み合わせは用いない。

・色覚異常者に配慮して、表示要素毎の明度差を確保することに留意し、また赤と緑の色面どうしの組み合わせは用いない。

・地図に用いる色は、色数が増えると煩雑になるため多くの色を用いないことが望ましい。また、色により墨文字が見にくくなる色は使用しないことがなお望ましい。

・地図に用いる色は、退色を考慮した色とすることが望ましい。

5) 凡例

凡例部

・現在地の住所表示を行うことが望ましい。

・主地図の表示区域と表示区域外の関係が把握しにくい場合は、必要に応じ表示区域を含む広域図を作成することが望ましい。

・地図に表示したピクトグラム等を表示することが望ましい。

地図の表示方角

・地図の向きは、掲出する空間上の左右方向と、図上の左右方向を合わせて表示し、必ずしも北を上にする必要はない。

・現在地の表示は、利用者が見ている方向を分かるようにすることが望ましい。

その他

・主地図および広域図内の四角のいずれかの位置にスケール、方位を配置するものとする。

・地図の整備年月を明記することが望ましい。(例)2001.10

(5) その他

・地図では、見やすさ、わかりやすさの観点から提供する情報は限られるため、他の歩行者用案内図等と十分連携し、より充実した案内が行われることが望ましい。

・地図の表示面は歩行者等の円滑な移動を妨げないよう配慮しつつ、動線と対面する向き

に掲出することが望ましい。

- ・地図は、表示内容が見やすい材質とすることが望ましい。さらに、まぶしさを感じにくい材質とすることが望ましい。
- ・地図は、情報更新に対応できるような構造・素材を採用することが望ましい。

## 10. 地図を用いた道路案内標識ガイドブック

(平成15年11月)

監修 / 国土交通省道路局企画課

編集・発行 / 財団法人道路保全技術センター)

### 1. 総則

#### (1) 本書の目的

- ・地図を用いた案内標識(以下、地図標識という)は、全ての歩行者にわかりやすく、安全かつ円滑な移動を確保する上で有用であり、バリアフリー化に向けた各種整備と一体的に、整備を展開する必要がある。
- ・本ガイドブックでは、利用者の利便性を考慮し、シンプルで、かつ統一的な地図を展開していくために、地図の標準デザインの基準をわかりやすく示したものである。

#### (2) 摘要の範囲

- ・本ガイドブックは、道路管理者が地図標識を整備する場合を対象とする。

### 2. 配置計画

#### (1) 配置計画

- ・地図標識は、公共交通機関の駅前等といった歩行動線の起点や、交差点等といった歩行動線の分岐箇所に設置するとよい。
- ・歩行者の目につきやすく、かつ歩行者の通行の邪魔にならない場所を選定する。

#### (2) 掲示高さ

- ・掲示高さは、歩行者及び車いす使用者が共通して見やすい高さとする。
- ・歩行者が近づいて見ることのできるよう、地図標識付近に障害物等がないよう配慮する。

#### (3) 板サイズおよび表示範囲

- ・板サイズは概ね1m四方の板に概ね1km四方を表示できるとよい。また、必要に応じ広域地図を併設することが望ましい。

### 3. 表示内容

#### (1) 一般的情報

- ・地図標識には、道路、歩道、立体横断施設並びに歩行経路の目標となる信号機、交差点名、番地の情報等を記載することが望ましい。
- ・また、地図標識に記載する施設は、国土地理院の地形図の基準をもとに、見やすさに考慮して選択することが望ましい。

#### (2) バリアフリー施設・経路に関わる情報

- ・エレベーター、エスカレーター等の移動円滑化施設、バリアフリー経路を表示する。
- ・バリアフリー経路は朱赤系の点線で表示する。
- ・バリアフリー経路は、以下の経路とすることが望ましい。

多様な障害を持った人々が概ね移動できるルートのうち、現在地から

- 1．相当数の人が訪れる主要施設へのルート
- 2．高齢者や障害者が比較的多く利用する施設へのルート

### (3) ピクトグラム

- ・地図標識に用いるピクトグラムは、標識令、標準案内用地図記号のデザインに準ずることを基本とし、ピクトグラムのない施設については、アイキャッチャー・マークとしてドット( )を使用するとよい。

## 4．表示デザイン

### (1) デザイン

- ・地図標識は、シンプルなデザインとし、複数設置する場合は、統一的なデザインとすることが望ましい。

### (2) 文字の書体・サイズ

- ・文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択する。
- ・書体は、視認性の優れた角ゴシック体とすることがなお望ましい
- ・英文のサイズは、和文文字と同程度に判読できるサイズとする。

### (3) ローマ字・外国語表記

- ・主要な名称には、ローマ字を併記する。
- ・ローマ字を併記する場合、固有名詞はヘボン式ローマ字により、普通名詞は英語により表記する。

### (4) 色彩

- ・バリアフリー施設・経路に関わる表示は、見やすく容易に識別できるものとする。
- ・地図標識の図色と地色の明度の差を十分大きくすること等により容易に識別できるものとするのが望ましい。
- ・白内障患者にとって極めて識別が困難である「青と黒」「黄と白」等の組み合わせは用いない。
- ・色覚異常者に配慮して、表示要素事の明度差を確保することに留意し、また赤と緑の色面どおしの組み合わせは用いない。
- ・地図標識に用いる色は、色数が増えると繁雑になるため多くの色を用いないことが望ましい。
- ・地図標識に用いる色は、退色を考慮した色とすることが望ましい。

### (5) 凡例部

- ・現在地の住所表示を行うことが望ましい。
- ・主地図の表示区域と表示区域外の関係が把握しにくい場合は、必要に応じ表示区域を含む広域図を作成することが望ましい。
- ・主地図及び広域図に表示したピクトグラム等を表示することが望ましい。

### (6) 地図の表示方角

- ・地図標識の向きは、掲出する空間上の左右方向と、図上の左右方向を合わせて表示し、必ずしも北を上にする必要はない。
- ・現在地の表示は、利用者の見ている方向が分かるようにする。

### (7) その他

- ・主地図及び広域図内の四角のいずれかの位置にスケール、方位を配置するものとする。
- ・地図標識の整備年月を明記することが望ましい。(例) 2001 . 10

## 5. 留意事項

- ・地図標識では、見やすさ、わかりやすさの観点から提供する情報が限られるため、他の歩行者用案内図や手持ち地図等と十分連携し、より充実した案内が行われることが望ましい。
- ・地図標識の表示面は歩行者等の円滑な移動を妨げないように配慮しつつ、動線と対面する向きに掲出することが望ましい。
- ・地図標識は、表示内容が見やすい材質とすることが望ましい。さらに、まぶしさを感じにくい材質とすることがなお望ましい。
- ・地図は、情報更新に対応できるような構造・素材を採用することが望ましい。案内標識の設置の際には、夜間の視認性に配慮することが望ましい。

### 11. 道路標識設置基準・同解説（抄）

（昭和62年1月 社会法人 日本道路協会）

## 第2章 道路標識の設置体系

### 2-2 道路標識の設置体系

道路標識は、標識の種類や規格、交通の特性等を勘案し、必要な整備水準が保持されるような合理的な設置計画に基づいて設置するものとする。

#### 【解説】

道路標識は個々の標識の設置が適切であることも重要であるが、路線としてあるいは道路網として眺めたときに、統一のとれた整備がなされていないと適正な機能の発揮は望みがたい。したがって、道路の種類や規格、交通の量や質等の特性に応じて一定の整備水準と設置の優先度を定め、体系的な整備を図ることが重要である。

以下に、案内標識と警戒標識の設置体系について基本的な考え方を述べる。

#### (1) 案内標識

##### (1-2) 標識整備の水準

##### 4) 歩行者のための案内

###### 歩行者のための案内

道路標識は主に自動車利用者を対象として設置されているため、歩行者には案内している目標値が遠すぎるなど、利用しにくい面がある。

特に、都市部では人々を、駅、バス停などから間違いなく安全に目的地まで案内する必要性が高く、歩行者のための案内標識の整備が望まれている。

幅の広い歩道等の整備などと並んで、歩行者のための案内標識を必要に応じて整備していくことは、安全で快適な歩行空間を創造していくうえからも好ましいことである。

###### 歩行者のための案内システム

歩行者のための標識の整備にあたっては、歩行者の行動特性を考える必要がある。

歩行者は自動車の運転と違って、行動範囲が狭い、立ち止まって判断できる、誰でも歩く、などの特徴があり、自動車の利用者を対象とした案内標識とは体系（システム）が重なりながらも別の体系を考えていく必要がある。

歩行者は、現在自分がどこにいて、どちらに向かえば良いか、そして目的地に着いたかどうかの確認を行うことが必要である。そこで、これらを確認できる施設があると、歩行者

は安心して行動することができる。

一般的に歩行者は、住居表示板、主要地点標識、道路の通称名標識、建物名、電柱に書かれている地先名などで、現在地の確認及び目的地に着いたかどうかの確認を行っている。また、住居表示（街区）案内図や駅などにある案内図などにより、現在地の確認及び次に進むべき方向の確認を行ったり、場合によっては、目標地近くにある著名な建物を目印として、次に進むべき方向の確認を行っている。しかし、進むべき方向の確認は、住居表示街区案内板などの設置密度があまり高くないこともあって、現在地や目標地の確認と比べて、困難な場合が多い。

このため、昭和 61 年 10 月の標識令の改正では、「著名地点（114 - B）」を新設し、主に著名な施設の方向を示すことにより、歩行者のための案内を補充することとしたものである。

## 12 . 倉敷市屋外広告物条例（抄）

（平成 13 年 12 月 27 日 条例第 55 号）

### （目的）

**第 1 条** この条例は、屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(法第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。以下「広告物」及び屋外広告業(法第 2 条第 2 項に規定する屋外広告業をいう。以下同じ。)について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

### （広告物等の在り方）

**第 2 条** 広告物及び広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)は、その形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が公衆にとって快適であり、かつ、周囲の環境に調和しているとともに、公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。また、本市の豊かな自然環境と文化的で美しい景観形成に十分に配慮されたものでなければならない。

### （禁止広告物）

**第 8 条** 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- (6) 倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例(平成 2 年倉敷市条例第 28 号)第 3 条第 1 項第 1 号に規定する建築物等であって、今橋及び中橋の橋上面並びに今橋から中橋と高砂橋の中間点までの間の倉敷川兩岸の道路面から 1.5 メートルの高さにおいて、著しく視界に入るもの

### （許可条件等）

**第 9 条** 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置を許可する場合には、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、1 年を超えることができない。

### (許可の更新)

**第 10 条** この条例の規定による許可を受けた者が、当該許可の期間満了後、更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

### (変更等の許可)

**第 11 条** この条例の規定による許可を受けた者が、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造については、この限りでない。

2 第 9 条第 1 項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

### (許可の基準等)

**第 12 条** この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可基準は、規則で定める。

2 前項の許可基準は、次に掲げる事項が確保されるものとして定めなければならない。

(1) 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が良好な景観又は風致を害さず、公衆にとって快適であるようにすること。

(2) 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法がその表示され、又は設置される場所の周囲の環境に調和するようにすること。

(3) 広告物又は掲出物件が公衆に対し危害を及ぼさず、又はその形状その他表示の方法が不安定でないようにすること。

3 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が第 1 項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、第 36 条に規定する倉敷市屋外広告物審議会の議を経て、許可することができる。

### (許可証等の表示)

**第 14 条** この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に許可の証票を貼付しておかななければならない。ただし、許可の打刻印を受けたものについては、この限りでない。

### (管理義務)

**第 15 条** 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

### (点検義務)

**第 16 条** 第 10 条第 1 項の規定による許可期間の更新の許可を受けようとする者は、当該許可を受けようとする広告物又は掲出物件について、あらかじめ倒壊又は落下のおそれの有無その他の安全性を点検し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。

### (除却義務)

**第 17 条** 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき、若しくは第 19 条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

## 倉敷市公共サインガイドライン



倉敷市

---

発行日

平成20年3月

---

発行

倉敷市

---

編集

倉敷市建設局都市計画部交通政策課

〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地

TEL086-426-3545/FAX086-421-1600

---

URL

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/koutsu/index.html>

---